

[R 8 総合評価・単体]

入 札 説 明 書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

1 入札後資格確認型一般競争入札(総合評価落札方式)適用工事について

入札後資格確認型一般競争入札(対象は、予定価格400万円超30億2千万円未満)における総合評価落札方式(以下「総合評価」という。)適用工事は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、電子入札システムにより入札書等を提出し、開札を行った後、有効な範囲の入札(予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格の有効な入札をいう。)を行った全ての入札参加者から一般競争入札参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の提出を受けて、企業の施工能力等に基づく技術力と価格とを総合的に評価して、評価値が最も高い者が入札参加資格を有することを確認したうえで、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、評価値が次に高い入札参加者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・ 評価値が最も高い者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・ 評価値が最も高い者が調査基準価格を下回る入札をし、低入札価格調査報告書を提出した場合において、低入札価格調査の結果、評価値が最も高い者を落札者としないと決定したとき。

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

- ・ 入札公告に記載の認定工種について、公告の日現在において又は開札日までに、その年度の競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、広島市建設工事競争入札取扱要綱第9条第1項の有効期間が当該年度の前年度の期間を超える期間においても設定されている場合における当該超える期間にあっては、当該超える期間に係る資格者名簿に登録されている者であること。
- ・ 本件工事の公告の日現在から開札までの間において、営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

・ 広島市税を滞納していないこと。

・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

・ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)へ加入し、保険料の未納がないこと。

※1 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法による「届出」の義務を履行し、かつ、保険料に未納がないことを提出書類により確認する。(7(8)を参照。)

※2 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出する。(7(8)を参照。)

※3 工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。

・ 次のいずれにも該当していないこと。

① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)

② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

③ 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者

・ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。

① 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3号イ)

② 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(3号ウ)

③ 1か月以内に、正当な理由がなく申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)

④ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)

⑤ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）

- ・ 入札参加者は、開札日又は契約担当課の指示する日に申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）を提出することができること。
- ・ 落札決定した後、契約を締結することができること。
- ・ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）において、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないように、必要な措置を講ずることができること。
- ・ 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

(2) その他

- ・ 入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

3 総合評価に関する事項

別紙「総合評価に関する説明書」のとおり。

4 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧・交付等

(1) 閲覧・交付ができる者

設計図書・仕様書等（以下「設計図等」という。）及び質疑に対する回答書を閲覧し、交付を受けることができる者は、広島市の競争入札参加資格を有する者に限る。

(2) 閲覧・交付の方法

「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」において、業者番号（5桁）及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」から閲覧し、交付を受けることができる。

なお、設計図等の閲覧・交付は、ダウンロード確認票に記載の「ダウンロードパスワード」を入力する必要がある。

また、設計図等及び質疑に対する回答書については、工事担当課においても閲覧することができる。

(3) 閲覧・交付の期間及び時間

ア 期間 公告に記載の期間

なお、質疑の内容については、質疑書を受け付けた日の翌日以降に、また質疑に対する回答のうち時間を要しないものについては、可能な限り随時、閲覧・交付を行う。

イ 時間 午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

(4) ダウンロード確認票

設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムで発行された「ダウンロード確認票」は、開札後の資格確認申請書に添付して提出する必要がある。

「ダウンロード確認票」の発行は、公告に記載の閲覧・交付期間中に限るため、なくさないよう保管しておくこと。資格確認において、「ダウンロード確認票」を提出できない者は、入札参加資格を有しないものとし、その入札を無効とするとともに、8(3)により入札参加が制限されることとなる。

なお、入札中止となった案件を再度、公告した場合、再公告分に係るダウンロード確認票を改めて申請書等に添付して提出すること。（案件番号や開札日時等が変更となっている。再公告分のダウンロード確認票を提出しない場合は、上記と同様の取扱いとする。）

また、一旦停止した案件については、入札手続の再開後のダウンロード確認票を資格確認申請書に添付して提出すること。（案件番号や開札日時等が変更となっている。再開後のダウンロード確認票を添付していない場合は、上記と同様の取扱いとする。）

(5) 設計図等に対する質疑

設計図等に対する質疑及び総合評価落札方式の技術資料（様式－総1）（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）に対する質疑は、入札公告に記載された期限までに、会社名及び代表者職氏名を記載し、文書（A4サイズ・書式自由）により、工事担当課へ提出すること。

ただし、総合評価に関する様式の記載方法等については以下の担当課へ問い合わせること。

担当課：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

都市整備局技術管理課（本庁舎6階）

（電話）082-504-2282

また、入札参加資格に係る問い合わせについても質疑書により質疑を行うこと。

なお、質疑書の提出は持参、郵送（期限内必着）、メール又はFAXによること。

5 入札の方法（電子入札）

電子入札システムを利用した入札書等の送付は、開札日の前々日及び前日（広島市の休日は含まない。以下同じ。）の午前8時30分から午後5時（**最終日は、午後4時**）までにすること。

なお、(1)の工事費内訳書及び(3)の技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）については、合わせて3MB（メガバイト）以下の容量となる場合は、入札書に添付すること。

また、3MBを超える場合は、工事費内訳書及び技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord又はExcel）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できません。）。3MBを超えた時は、開札日の前々日又は前日の午後4時までに契約担当課へ(4)により持参すること。また、電子入札から紙入札への移行については、6(3)による。

(1) 工事費内訳書

ア 工事費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応した（金額が一致している）ものを入札書に添付して送付すること。ただし、再度の入札を行った場合は保留通知書に基づき、一般競争入札参加資格確認申請書とともに所定の期限までに入札公告に記載された工事担当課に提出すること。

また、工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。（特に、工事費内訳書の工事費合計金額（工事価格（税抜））が入札書記載金額と異なることにより無効となる案件が見受けられるので注意すること。）

イ 工事費内訳書の作成方法は「工事費内訳書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

入札書に添付する工事費内訳書は、広島市電子入札システム運用基準に基づいたアプリケーション（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット（PDF作成ツール））で作成し、3メガバイト（MB）以下の容量とすること（LZH又はZIP形式に限り圧縮することを認める。）。

なお、ファイル名は「〇〇会社 〇〇〇工事 工事費内訳書」とすること。(3)の技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）と合わせて3MBを超える場合は(4)により持参すること。

また、3MBを超える場合は、工事費内訳書及び技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット（PDF作成ツール）で作成したもの）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できない。）。

※ 総額失格基準を適用するときの工事費構成については、「低入札価格調査マニュアル」による。

(2) 低入札価格調査報告書（工事費内訳明細書を含む。以下同じ。）（入札書送付時に添付しないでください。）

調査基準価格を下回る入札をしたことが明らかとなった場合は、低入札価格調査報告書を契約担当課が別途指示（**電子入札システムにより「保留通知書」で指示。**）する期限までに工事担当課へ紙により持参すること。

なお、評価値が最も高い者について低入札価格調査により落札者としめない場合等で、後日、次順位以降の調査基準価格を下回る価格で総額失格基準額以上の価格をもって入札をした入札参加者を低入札価格調査対象者とした場合は、当該調査対象者に対し低入札価格調査報告書の提出を求めるので、契約担当課が別途指示する期限までに工事担当課へ紙により持参すること（所定の期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

作成方法は「低入札価格調査報告書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

(3) 技術資料（様式－総1）（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）

技術資料（様式－総1）を入札書に添付して送付すること。（(1)の工事費内訳書と合わせて3MB以内の場合。3MBを超える場合は、(4)により持参すること。）。

入札書に添付する技術資料は、広島市電子入札システム運用基準に基づいたアプリケーション（マイクロソフト社のWord又はExcel）で作成し、(1)の工事費内訳書と合わせて3メガバイト（MB）以下の容量とすること（PDF形式ファイルとすること及びLZH又はZIP形式に限り圧縮することを認める。ただし、自己解凍方式で送付されたものは無効とする。）。

なお、ファイル名は「〇〇会社 〇〇〇工事 技術資料」とすること。(1)の工事費内訳書と合わせて3MBを超える場合は(4)により持参すること。

なお、技術資料（様式－総1）を提出しなかった者及び必要事項が記入されていない技術資料（様式－総1）を提出した者の入札は無効とする。また、技術的所見の記入がない場合及び無いに等しい場合も、その技術資料（様式－総1）を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された技術資料の撤回又は差替えは認めない。

(4) 持参の場合の提出方法

記名した(1)の工事費内訳書及び(3)の技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）と併せて封筒に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇〇工事に係る工事費内訳書等在中」と朱書きのうえ、商号又は名称を明記し、「㇏」などで封字をし、入札書等送付期間内に契約担当課へ持参すること。

(5) 労務費ダンピング調査の試行実施

入札公告に記載された契約担当課が財政局契約部工事契約課の案件に限っては、原則、労務費ダンピング調査の対象とする。開札後、対象者は入札公告に記載された工事担当課へ、理由書を持参により提出すること。

所定の期限までに理由書の提出がない場合、当該入札を無効とする。

4

(該当する工種があるものは✓印)すること。

ウ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に竣工登録している工事内容（以下「竣工登録の登録内容確認書（工事实績）」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写しを添付することができない（CORINS登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

※ 工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

b 上記 a が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

② 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、受注者である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

※ 平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 配置予定技術者調書（様式3-1）

様式3-1の配置予定技術者調書を提出すること。

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合（手持ち工事があり、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））までに完成・引渡しが完了する予定である場合を含む。）には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

また、専任特例2号により兼務する監理技術者（建設業法第26条第3項第2号に規定される監理技術者をいう。以下同じ。）及び当該監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置く場合にも別葉とすること。

なお、契約締結日までの間において、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合は、入札公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、17その他の(8)に該当することとなるので注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

ア 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。）及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任（監理）技術者、専任特例により兼務する主任（監理）技術者（建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定される主任（監理）技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐にはなれない。ただし、建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たす営業所技術者等については、この限りではない。

b 配置予定技術者は、入札公告に記載した入札参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記

載すること。

- ・ 本件工事に契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置できるもの
- ・ 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において、他の工事に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。

なお、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載のとおり**監理技術者が単価契約の工事*同士を兼務することは認めない。**

※ 本市以外が発注する工事を含み、また、各地方整備局等が発注する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。））を含む。

- ・ 開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるもの
- c 下水道管更生工事の主任技術者又は監理技術者について、入札公告で以下のいずれかの資格を有する者の配置を求めている場合は、当該資格を有する者を記載すること。
 - ㊦ 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士
 - ㊧ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
 - ㊨ 一般社団法人日本管更生技術協会が認定する下水道管きょ更生施工管理技士
- d 請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合は、一般社団法人日本道路建設業協会に登録した1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者で、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものを記載すること。また、配置予定技術者調書の右上に『舗装』と朱書きすること。

なお、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者と主任技術者、専任を要する監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人は兼ねることができる。ただし、専任特例により兼務する主任（監理）技術者は、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者を兼ねることはできない。
- e 鋼構造物工事又は機械器具設置工事等の認定工種において、入札公告に製作と架設（据付）又は輸送等についてそれぞれ別の技術者を配置することができる旨の記載があり、それぞれ別の技術者を配置する予定がある場合には、配置予定技術者調書を別々に作成すること。この場合、「配置予定技術者調書（製作期間）」などのように、「製作」と「架設（据付）又輸送等」のどちらの期間に配置する技術者かを分かるように記載すること。

なお、工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。

また、架設（据付）又は輸送等に係る技術者は、架設（据付）又は輸送等の時期以降の専任の配置を必要とする。

- f 専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合には、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載の要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること。なお、建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、当該監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

イ 記載方法等について

a 配置予定技術者

専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合であっても「監理技術者」の項目にチェックをすること。

b 営業所技術者等（様式3、様式3-1）

営業所技術者等が建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たすことにより主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねようとする場合（別添「主任技術者等の兼務の条件について」の4(1)ア又はウに該当する場合）は、「建設業法第26条の5の適用を受ける技術者である場合」の項目にチェックをすること。

c 予定下請契約金額（様式3-1）

予定下請契約金額欄には見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

d 工事経歴（様式3、様式3-1）

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、6(3)イに準じて行うこと。

- ・ 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
- ・ 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成23年4月1日前でも構わない。）。
- ・ 技術者の施工経験は次のとおり認める。

① 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経験として認める。

② 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。

ウ 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 監理技術者資格者証の写し
表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。
- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式3-2）
- ・ 1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し
- ・ 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）又は下水道管きょ更生施工管理技士に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し

b 技術者の雇用関係の確認

設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、7(3)ウに準じ、施工経験を認める書類を添付すること。

- ・ 竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し。ただしこれを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し
- ・ 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- ・ 設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し

d 専任特例2号により兼務する監理技術者が既に配置されている工事（兼務する工事）の確認資料

専任特例2号により兼務する監理技術者を配置する場合、当該技術者が配置されている工事について、「工事实績情報システム（CORINS）」に受注登録している工事内容の写しを添付すること。

ただし、CORINS登録対象工事でない場合は、契約書の写し等の工事名、施工場所、契約金額（税込）及び工事の概要（営繕工事（建物の新築や改修に伴う設備工事を含む。）に該当するか）が分かる書類を添付すること。

なお、専任特例2号により兼務する監理技術者が既に配置されている工事が広島市発注工事である場合は、監理技術者補佐設置届を、開札日（積算疑義申立対象工事については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌々日（広島市の休日を除く。）までに当該工事の工事担当課に提出すること。

（本件工事の入札参加資格の審査において、既に配置している工事の監理技術者補佐設置届が提出されていることを確認する。）

(5) 資金的関係・人的関係調書（様式4）

ア 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

1 資金的関係に関する事項

- ① 親会社等と子会社等
- ② 親会社等が同一である子会社等

2 人的関係に関する事項

- ① 代表権を有する者が同一である会社等
- ② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- ③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

3 複合的關係に関する事項

上記1及び2が複合した関係にある会社等

4 その他（1、2又は3と同視しうる関係があると認められる場合）

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ③ 組合とその構成員
- ④ 共同企業体とその構成員
- ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

イ 入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に参加できない。

ウ この書類を提出したことにより、アのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者が行った入札を全て無効とする。

(6) 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

- ・ 資格確認申請書提出日が令和8年5月26日の場合 ⇒ 令和8年2月26日以降の証明年月日のもの

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出すること。）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(8) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書等

証明書等の詳細については、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

- ・ 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- ・ 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

- ・ 過去2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
- ・ 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(9) 設計・製作体制調書（様式5）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備の設計及び工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること

ア 設計管理を自らが実施できる体制と能力

「設計管理」の能力とは、当該設備の設計仕様を満たすことを確実にするため、製品の設計を管理し、検証する手順を定め、実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「設計管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の設計管理部署の組織表等
- ・「設計管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は設計管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該設備の製造、据付及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで設備の稼働を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の工程管理部署の組織表等
- ・「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

ウ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該設備に対する設計仕様を満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該設備の検査・試験部署の組織表等
- ・「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(10) 製作体制調書（様式5-1）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該構造物の工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該構造物の製造、架設及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで構造物の完成を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該構造物の工程管理部署の組織表等
- ・「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該構造物に対する設計仕様を満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該構造物の検査・試験部署の組織表等
- ・「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(11) 技術的支援体制調書（様式6）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備引渡し後の障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していることを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 障害時の支援体制

「障害時の支援体制」の確保とは、当該設備引渡し後において運転不具合等の障害時に運転復旧等させることを確実にするため支援体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「障害時の支援体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の支援担当部署の組織表等

イ 補修部品の供給体制

「補修部品の供給体制」の確保とは、当該設備引渡し後において補修部品が必要となった場合の部品供給を確

実にするため供給体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「補修部品の供給体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の補修部品供給担当部署の組織表等

ウ 技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制

「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保とは、当該設備引渡し後において技術的内容についての問い合わせ等への対応を確実にするため対応体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の技術的内容についての問い合わせ等担当部署の組織表等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(12) 市内本店業者を下請業者とすることができない理由書（様式7）【必要な場合に添付すること。ただし、建築一式工事は提出不要。】

入札公告において、「原則として市内本店業者への下請発注（2次以降の下請発注を含む。）を義務付ける工事であること。」を入札参加条件としている工事で、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、提出すること。

設計金額が1億円以上6億円未満の工事については、下請発注（2次以降の下請発注を含む。以下同じ。）する場合には、原則として広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書きに該当する広島市内の建設業者を含む。）（以下「市内本店業者」という。）への発注を義務付ける。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除く。さらに、建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、設計金額1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除する。

下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、記名の上「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書（様式7）」を提出すること（警備業、測量業、運送業等は対象外とする。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はない。）。

ただし、理由が正当な理由でない場合は当該入札を無効とする。

また、入札参加資格確認時に、下請発注の一部が市内本店業者に発注予定でないことが判明した場合、当該入札を無効とする。

落札者（受注者）は、竣工時に最終の「下請業者通知書」及び「施工体系図兼下請契約調書」並びに下請業者との契約書の写しにより確認を行うので、遅滞なく本市監督員へ関係書類を提出すること。

なお、正当な理由なくして市内本店業者への発注義務を遵守できなかった場合には、工事成績点の減点を行うものとし、指名停止等の措置をとることもあるので注意すること。

※ 「建設工事の競争入札に参加しようとする方へ」のⅢ施工の体制2適正な下請契約等の記載事項に留意すること。

(13) ダウンロード確認票

設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムから発行される「ダウンロード確認票」（詳細は4(4)を参照）

(14) 総合評価に関する調書及び自己採点表

総合評価に関する調書（様式一総2）及び自己採点表（様式一総採1）を添付すること。

(15) その他必要となる添付書類

ア 入札公告に記載した入札参加条件の「等級区分等」又は「工事成績等」において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市（都市整備局技術管理課（本庁舎6階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付すること。

イ 入札公告に記載した入札参加条件の「工事成績等」において、災害関連工事の実績を条件としている場合、本市発注の受注実績を確認できるものの写しを添付すること。

ウ その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

8 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出【積算疑義申立対象工事については別紙参照】

(1) 申請書等提出者の確認

開札終了後、入札参加者に対し、電子入札システムにより「保留通知書」が発行されるので、この通知書を自ら確認すること。有効な範囲の入札（予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格の有効な入札をいう。）を行った全ての入札参加者が申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）を提出する（予定価格を超過する価格の入札をした者、総額失格基準額を下回る価格の入札をし失格となった者及び無効な入札をした者は、次の(2)の申請書等の提出は不要である。）。

(2) 申請書等の提出

保留通知書を確認した後、有効な範囲の入札を行った入札参加者は、申請書等（総合評価に関する調書及び自己

採点表を含む。)を、所定の期限までに提出すること。

提出された申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の撤回又は差替えは認めない。なお、本市から申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の一部について、追加提出を求める場合がある。

保留通知書を確認できなかった(見ていない)等により、所定の期限までに申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)を提出しない者は当該入札を無効とする。

提出期限は、開札日の翌日(広島市の休日を除く。)の正午まで。

令和3年9月から押印を廃止したことに伴い、申請書等の提出時に本市職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等(本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)及び使用人の身分(勤め先等)が分かるもの)を提示すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に押印し、提出した場合には、本人確認等は行わず受理する。

申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)は、入札公告に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

※ 工事担当課では、提出のあった申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し、所定の手続きを経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の未提出者及び不備のある申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)の提出による入札参加制限等

正当な理由がなく申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等(総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。)を提出したことにより当該入札が無効となった者は、当該入札を無効(非確認)とした日の翌日から起算して1か月間、入札に参加できない。ただし、入札参加条件のうち会社の施工実績において、請負金額が本市設計金額の所定割合に満たない場合に限り、当該入札が無効となり、入札参加条件を満たしていない者となるが、入札参加できない取扱いについては適用しないこととする。

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を無効とする。

※ 「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと(天災等)であり、勘違い(思い込み・誤った解釈など)、失念等による場合は正当な理由と認めない。

9 総合評価に関する調書及び自己採点表の提出

(1) 総合評価に関する調書

総合評価に関する調書(様式一総2)を8の申請書等に添付して申請書等の提出期限までに提出すること。

なお、評価項目に加点の対象となる項目がない場合(評価項目に加点の対象となる項目があるが提出しない場合も含む。)も提出すること。本件調書を提出しない場合又は本件調書に必要事項が記入されていない場合は入札を無効とする。また、提出された提出書類の撤回又は差替えは認めない。

※本件調書に係る添付書類に必要事項が記入されていない場合は、該当する評価項目を評価しない。

(2) 自己採点表

自己採点表(様式一総採1)を8の申請書等に添付して申請書等の提出期限までに提出すること。

なお、評価項目に加点の対象となる項目がない場合(評価項目に加点の対象となる項目があるが加点を希望しない場合も含む。)も提出すること。自己採点表を提出しない場合又は自己採点表に必要事項が記入されていない場合は入札を無効とする。

また、提出された提出書類の撤回又は差替えは認めない。

※自己採点の結果が記入されていない場合又はその他の理由により評価点を確認できない場合は、該当する評価項目を評価しない。

10 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認の対象となった者の入札参加資格確認を行った結果、入札参加資格を有しない者には、「一般競争入札参加資格確認結果通知書(非確認)」を送付する。この通知は競争入札参加資格審査申請時に登録したファックス番号に送付する。

なお、入札参加資格を有している者に対しては、落札決定通知書により入札参加資格確認結果を、電子入札システムにより送付する。

11 入札保証金及び契約保証金

入札公告に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付、金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結(以下「保証等」という。)に係る証書の提出をすること。

詳細は、4(2)の設計図等の中の「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」のとおり。

12 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。

(4) 調査基準価格

設定する。

(5) 入札の回数

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、1回に限り、再度の入札を行う。この場合、電子入札システムにより再入札通知書を送付（初度の入札が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付）し、原則として開札日の翌日（広島市の休日を除く。）を再度の入札の開札日とする。

なお、初度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、再度入札を希望しない場合は、入札を辞退して差し支えないが、再度入札を辞退する者は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出すること。入札を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。

(6) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。なお、立会い希望者は1者につき1人を認める。

(7) 落札者の決定方法

入札公告に記載したとおり。

なお、総額失格基準額を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、その者を落札者とししない。

13 契約後の技術提案（契約後VE）—入札公告に記載がある場合のみ—

契約締結後、受注者は、設計図等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について、発注者に提案するものとする。提案を採用する場合には、工事請負契約の変更契約を締結する。

詳細は4(2)の設計図等の中の「VE特約条項」による。

14 本件工事の施工内容に関する問合せ先

入札公告に記載したとおり。（工事担当課）

15 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

入札公告に記載したとおり。（契約担当課）

16 本件工事の施工に当たって

(1) 本件工事の施工に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 現場代理人を契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期）。以下同じ。）から引渡しの日まで配置しなければならない。

現場代理人は契約締結日において雇用関係がある者としなければならない。

また、現場代理人は、本件工事現場に常駐させることができる者とし、契約締結日において、他の工事に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないものとしなければならない。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。なお、出向者、派遣社員、営業所技術者等及び経営業務の管理責任者等は現場代理人になれない。

現場代理人と主任技術者、専任を要する監理技術者及び監理技術者補佐は兼ねることができる。また、現場代理人と請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合に配置する1級舗装施工管理技術者及び2級舗装施工管理技術者は兼ねることができる。

(3) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、下請契約等において、その相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

また、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者

又はその役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者を、本件工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

なお、上記に掲げる事業者が本件工事を施工するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件工事の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

- (4) 本件工事の施工に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

17 その他

- (1) 入札参加者は、広島市契約規則、広島市建設工事競争入札取扱要綱、広島市建設工事請負契約約款、広島市電子入札システム等利用規約、広島市電子入札運用基準及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。
- (4) 入札参加及び申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。また、提出された申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）は返却しない。
- (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (6) 提出された申請書等（総合評価に関する調書及び自己採点表を含む。）に虚偽の記載があった場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 低入札価格調査の対象者と本市が契約を締結しないこととした場合のみ、落札の決定前にその者に対して、その旨を連絡する。

なお、低入札価格調査の対象者及び調査の進捗状況についての問い合わせには、一切応じない。

- (8) 落札決定後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。

また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求する。

- (9) 議会の議決を要する場合は、落札者と仮契約を締結するものとし、広島市議会の議決後に本契約を締結する。（仮契約締結時に、受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員）の法人の履歴事項全部証明書（写し可。各1部。発行（証明）年月日が落札決定日から3か月前の日以降のもの。）を提出する必要がある。）

ただし、仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、共同企業体の構成員の全員又は一の構成員）が次の場合には、本市は仮契約を解除することができる。

① 受注者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったとき。

② 受注者が共同企業体を結成している場合において、その構成員の脱退又は破産若しくは解散等により、本市が契約の履行が困難と認めたとき。

なお、①又は②の場合に、仮契約を解除した場合においては、本市は受注者に対する一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- (10) 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札の中止、公告の訂正、入札の一旦停止又は入札関係資料の修正を行うことがある。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行う（この場合の費用の負担も(4)の場合と同様とする。）。契約締結後においても契約解除する場合がある。

また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。

これらの中止、訂正等の公告内容は、「広島市電子調達システムポータルサイト」内の調達情報公開システム（一般公開用）→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」に掲載するので入札前に必ず確認すること。

- (11) この入札説明書に記載した「工事費内訳書作成要領」やその他提出すべきもの等については、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「各種様式（入札・契約関係）」又は「関係規程」へ画面を展開させダウンロードすること。

また、電子入札運用基準及び電子入札システム等利用規約については、広島市のホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」の「3.電子入札システム」→「電子入札システムへの入口」へ画面を展開させて、同サイト内で確認すること。

総合評価に関する説明書

1 評価項目、評価基準及び評価点について

本件工事における総合評価落札方式の評価項目、評価基準及び評価点については、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」のとおり。

2 提出書類等について

提出書類等については以下のとおり。

自己採点表（様式－総採1）については、すべての型式において、必ず提出すること。

評価項目「簡易な施工計画」については、簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）の場合のみ提出必須とし、特別簡易型、特別簡易・チャレンジ型（試行）の場合は提出不要。

評価項目「配置予定技術者」については、すべての型式において、必ず提出すること。

上記以外の項目については、該当がない場合や評価基準に満たない場合は、提出不要。

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
企業の技術力	簡易な施工計画	技術資料（様式－総1）を入札書に添付して提出すること。
企業の 施工能力	過去2年間の当該工種に係る工事成績評定点の平均点	都市整備局技術管理課（本庁舎6階）が発行する「完成工事平均成績の開示」の写しを提出すること（ただし、本件工事の入札参加条件とした認定工種（以下「当該工種」という。）について、過去2年間に完了した工事実績のない場合は提出不要）。
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	同種・同規模工事施工実績調書（様式－総3）及び施工実績を証明する資料を提出すること。 施工実績を証明する資料は、次の(1)又は(2)を提出すること。 (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」）の写し (2) 施工実績証明書又は契約書（注文書又は請書を含む。）の写し
	総合評価落札方式の受注状況	提出不要（発注者が受注実績を確認し評価する）。
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績	優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状の写し（A4に縮小コピー）を提出すること。
	過去2年間のICT活用工事への取組状況	次のいずれかの資料を提出すること。 (1) 広島市の実績の場合 次のすべての資料を提出すること。 ・ ICT活用工事への取組状況（様式－総4） ・ 工事成績評定通知書（別記様式第1号）（ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事の実績が確認できるものに限る。） ※評価基準「広島市発注の当該工種に係るICT活用工事の施工実績あり（簡易型ICT活用工事等を除く。）」（配点：1.0点）の設定があり、これに該当する場合は、上記とあわせて次の資料も提出すること。 ・ 変更設計書（当該工種に係るICT施工技術の活用が確認できる部分）の写し (2) 他の公共発注機関の実績の場合 次の①から③のすべての資料を提出すること。 ① ICT活用工事への取組状況（様式－総4） ② 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し ③ ICT活用工事を履行したことが確認できる次のいずれかのもの ・ 発注機関が発行したICT活用工事証明書の写し ・ 発注機関が策定したICT活用工事実施要領等の抜粋及び当該要領等に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる契約図書

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
企業の 施工能力	登録基幹技能者の現場配置	登録基幹技能者の現場配置（様式－総５）を提出すること。 なお、共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが登録基幹技能者の現場配置（様式－総５）を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は提出不要。
	I S O 9 0 0 1 認証取得	開札日において、有効期限が切れていない登録証及び附属書の写しを提出（認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの）すること。 本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得（建設工事の施工に関するものに限る。）している場合に限る。
配置予定 技術者の能力	配置予定技術者 （簡易型、特別簡易型ともに提出必須）	一般競争入札参加資格確認申請書に添付された配置予定技術者調書（様式３－１）の写し及びその確認書類の写しを提出すること。 提出する確認書類には配置予定技術者の生年月日が記載されていること。 なお、配置予定技術者として主任（監理）技術者を複数で申込みをする場合は、全ての配置予定技術者調書（様式３－１）の写し及びその確認書類の写しを提出すること。
	過去１５年間の主任 （監理）技術者の同 種・同規模工事の施 工経験	同種・同規模工事施工経験調書（様式－総６）及び施工経験を証明する資料を提出すること。 施工経験を証明する資料として以下の(1)又は(2)を提出すること。 (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」）の写し (2) 施工実績証明書又は契約書（注文書又は請書を含む。）の写し
	過去２年度の広島市 優良建設工事表彰に おける技術者として の表彰実績	優良技術者特別表彰又は優良技術者表彰の表彰状の写し（Ａ４に縮小コピー）を提出すること。
	若手技術者の配置	提出された配置予定技術者調書（様式３－１）の写し及びその確認書類の写しにより配置予定技術者の年齢を確認する。
	継続学習制度の単位	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 配置予定技術者が、建設系ＣＰＤ協議会に加盟している団体が運営している継続教育学習制度において、１０単位／年以上の単位数（公告日の属する年度の前年度４月１日から開札日までの期間のうち、任意の１年間の単位数）を取得していることを証明する、学習履歴証明書等（各団体発行）の写し（Ａ４に縮小コピー）を提出すること。 (2) 配置予定技術者が、建築ＣＰＤ運営会議が運営している建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度に登録し、１０時間／年以上のＣＰＤ実績（公告日の属する年度の前年度４月１日から開札日までの期間のうち、任意の１年間の時間数）を取得していることを証明する、証明書の写し（Ａ４に縮小コピー）を提出すること。
	主任（監理）技術者の資格	資格者証等（指定した資格を所持していることが確認できる部分）の写しを提出すること。 なお、開札日までに指定した資格を有していること。
地理的要件	市内における本店の有無	一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）により本店所在地を確認し、開札日において広島市内に本店を有しているか確認する。

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
社会的項目	災害復旧協力等の状況	次のうち該当するものの資料を提出すること (1) 公告日の属する年度の5か年度前の4月1日から開札日までにおいて、本市発注の災害関連工事（予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているものに限る。）の受注実績がある場合 次のすべての資料を提出すること。 - 災害関連工事の受注時の契約書（工事名、契約日、発注者及び受注者が確認できる部分）の写し - 工事設計書（予算科目の款が「災害復旧費」となっていることが確認できる部分）の写し (2) 開札日前に、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 次のいずれかの資料を提出すること。 - 広島市災害協力事業者登録申込書の写し ※広島市危機管理室（平成26年度以前は消防局が所管）の受付印のあるもの（受付印の年月日は、問わない。） - 危機管理室災害予防課（平成26年度以前は消防局が所管）が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明の写し（証明の年月日は、問わない。）
	障害者雇用の状況	次のいずれかの資料を提出すること。 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合 - 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主用）」（直近の6月1日のもの）の写し（受付印のあるもの）を提出すること。 なお、電子申請を行った場合は、申請画面を印刷し、事業主控としたものの写しを提出すること。 (4) 上記(1)以外の事業者で障害者を常用（直接的かつ恒常的に）雇用している場合 次のすべての資料を提出すること。 - 開札日の直近の1日現在で作成した障害者雇用状況調書（様式一総7） - 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳の写し - 常用雇用していることが確認できる書類

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
社会的項目	男女共同参画等の取組状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 開札日前において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者100人以下の事業者に限る。） - 都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの）を提出すること。 (2) 開札日前において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づく認定を受けている場合 - 都道府県労働局が発行した認定通知書の写しを提出すること。 (3) 開札日前において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者100人以下の事業者に限る。） - 都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの）を提出すること。 (4) 開札日前において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づく認定を受けている場合 - 都道府県労働局が発行した認定通知書の写しを提出すること。 (5) 開札日前において、広島市の「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 - 認定証の写しを提出すること。 (6) 開札日前5年以内に、次のいずれかの男女共同参画関連の表彰を受賞している場合、表彰状の写しを提出すること。 - 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞（企業の代表者が受賞している場合を含む。） - 内閣府が行う子どもと家族を応援する日本功労者表彰（申請者の代表者が受賞している場合を含む。） - 広島市男女共同参画推進事業者表彰
	女性技術者の雇用	(1) 開札日において当該工種の主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を常用（直接的かつ恒常的に1年以上）雇用している場合 次のすべての資料を提出すること。 - 当該工種の主任技術者となり得る国家資格の取得を証明できるもの（合格証明書等）の写し - 常用雇用していることが確認できる書類の写し - 性別を確認できる書類（マイナンバーカード等）の写し (2) 開札日において当該工種の監理技術者となり得る女性技術者を常用（直接的かつ恒常的に1年以上）雇用している場合 次のすべての資料を提出すること。 - 監理技術者資格者証（当該工種の資格を有するもの）の写し（表面・裏面） - 常用雇用していることが確認できる書類の写し（開札日以前1年以上の雇用関係を監理技術者資格者証により証明できない場合のみ） - 性別を確認できる書類（マイナンバーカード等）の写し
	環境対策への取組状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 開札日において、ISO14001又はエコアクション21の認証取得を受け、有効期限が切れていない登録証及び附属証の写しを提出（認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの）すること。 (2) 開札日において、「ひろしまエコ事業所認定制度」の認定を受け、認定書の写しを提出すること。

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
社会的項目	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 広島市内在住の失業者を雇用している場合 開札日前2年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員として採用し、開札日現在、継続的に雇用している場合 次の①から③のすべての資料を提出すること。 ① 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの（公共職業安定所（ハローワーク）発行） - 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し ※離職した事業所及び離職年月日が記載されたもの ※本人又は事業主（本人の委任状が必要）により請求可能 - 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し ② 広島市内在住の失業者を正規従業員として雇用したことを証明する次のすべてのもの - 労働条件通知書の写し - 常用雇用していることが確認できる書類 - 住所が確認できる書類（運転免許証等）の写し（上記書類により確認できない場合のみ） ③ 資金的関係・人的関係を確認する書類 - 資金的関係・人的関係調書（様式4）の写し (2) 広島市内在住の刑務所出所者等を雇用している場合等 ア 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を雇用（雇用形態不問）した実績がある場合 - 広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等雇用実績証明書」の写し イ 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者に事業所見学会又は職場体験講習を実施している場合 - 広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書」の写し
	建設キャリアアップシステムの活用状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 事業者登録があり、当該工事で建設キャリアアップシステムを活用する場合 次の①及び②を提出すること。 ① 建設キャリアアップシステムの活用状況（様式－総8） ② 事業者登録があることを証明する次のいずれかのもの 「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し 「事業者登録完了メール」の写し 「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し ただし、いずれの資料においても、パスワードやセキュリティコードについては、マスキングを施すこと。 (2) 事業者登録のみの場合（当該工事で建設キャリアアップシステムを活用しない場合） 上記(1)の②の資料を提出すること。

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項												
社会的項目	広島製製品の活用	広島製製品使用予定調書（様式一総 9）を作成し提出すること。 広島製製品の対象となる資材は以下のとおりとする。 〔広島製製品の定義〕 広島製製品とは、次のいずれかに該当する建設資材とする。 - 広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材（直営工場の所在地は問わない。）。 - 広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材。 〔対象資材〕 広島製製品の対象となる資材は、次表のとおり。 対象資材及び分類 <table><tr><th>分類</th><th>土木工事</th><th>建築工事</th><th>設備工事</th></tr><tr><td>対象資材①</td><td> - 側溝類 - 境界ブロック類 樹、樹蓋 - 積（張）ブロック類 - 擁壁類 - 重圧管 - ボックスカルバート - インターロッキングブロック </td><td> - 側溝類 - 境界ブロック類 - 車止めブロック 樹、樹蓋 - 建築用ブロック - インターロッキングブロック </td><td> - 外灯基礎ブロック - 樹 - 配電盤 - 分電盤 - 制御盤 - 矩形ダクト </td></tr><tr><td>対象資材②</td><td> - 環境保全ブロック - 組立式マンホール - 鋳鉄製マンホール蓋（防護蓋を含む） - のり枠フレーム </td><td> - 鋼製建具 </td><td> - ハンドホール - コンクリート電柱 </td></tr></table> ※ 対象資材①は調査の結果、広島製製品の使用率が 5 割以上と推定される資材 対象資材②は調査の結果、広島製製品の使用率が 5 割未満と推定される資材 なお、共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが広島製製品使用予定調書（様式一総 9）を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は提出不要。	分類	土木工事	建築工事	設備工事	対象資材①	- 側溝類 - 境界ブロック類 樹、樹蓋 - 積（張）ブロック類 - 擁壁類 - 重圧管 - ボックスカルバート - インターロッキングブロック	- 側溝類 - 境界ブロック類 - 車止めブロック 樹、樹蓋 - 建築用ブロック - インターロッキングブロック	- 外灯基礎ブロック - 樹 - 配電盤 - 分電盤 - 制御盤 - 矩形ダクト	対象資材②	- 環境保全ブロック - 組立式マンホール - 鋳鉄製マンホール蓋（防護蓋を含む） - のり枠フレーム	鋼製建具	- ハンドホール - コンクリート電柱
	分類	土木工事	建築工事	設備工事										
対象資材①	- 側溝類 - 境界ブロック類 樹、樹蓋 - 積（張）ブロック類 - 擁壁類 - 重圧管 - ボックスカルバート - インターロッキングブロック	- 側溝類 - 境界ブロック類 - 車止めブロック 樹、樹蓋 - 建築用ブロック - インターロッキングブロック	- 外灯基礎ブロック - 樹 - 配電盤 - 分電盤 - 制御盤 - 矩形ダクト											
対象資材②	- 環境保全ブロック - 組立式マンホール - 鋳鉄製マンホール蓋（防護蓋を含む） - のり枠フレーム	鋼製建具	- ハンドホール - コンクリート電柱											
	ボランティア清掃の活動状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 開札日前 1 年以内に、広島市内で、官公庁が実施する制度等による清掃活動を事業所として行ったことを証明する次のいずれかの資料 - 広島市まちの美化に関する里親制度覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式 4 号）の写し - クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（場所、日時、参加人数、活動内容等を記載したものをいう。以下同じ。）（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し - アダプト活動認定団体認定証及びアダプト認定団体活動実績報告書（収受印のあるもの）（アダプト活動状況写真を含む。）の写し - 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティア・ロード協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し (2) 公告日前 1 年以内に、広島市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で国、公共団体又は公共的団体による清掃活動（(1)の制度等に該当しない活動に限る。）に、事業所として 2 回以上参加したことが客観的に証明できる資料を添付した清掃活動実績調書(様式一総 1 0) ※客観的に証明できる資料とは、次のいずれかの資料（活動証明者の記載又は証明印等があるもの）をいう。 - 感謝状の写し - お礼状の写し - 清掃活動参加確認書（参考様式一総 1 1） - その他 (3) 開札日前に受賞した、「広島市環境美化功労者表彰」の表彰状の写し（事業所として表彰されたものに限る）												

評価分類	評価項目	提出書類及び申請書等で確認する事項
社会的項目	職場体験等の受入れ状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 (1) 開札日前2年以内に、中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験を、1回以上受け入れている場合 - 職場体験の受入れに係る依頼文書の写し（企業側の受入れを確認した後送付される、実施日や参加する学年等が明記された依頼文書）を提出すること。 (2) 開札日前2年以内に、大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）のインターンシップ実習生を、1回以上受け入れている場合 次のいずれかの資料（受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記されたもの）を提出すること。 - 学校との間で締結したインターンシップの受入れに係る覚書、契約書等の写し - 実習生の受入れに係る依頼文書、電子メールまたは就職活動サイト等の画面の写し ※資料に受入れ期間等の詳細が記載されていない場合は、受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記された資料を別途添付すること。
	広島市内企業の活用状況	広島市内企業の活用状況（様式一総12）を提出すること（本件工事に下請予定がない場合は、元請企業が広島市内に建設業法第3条第1項に規定する本店がある場合に限り、評価する。）。 なお、共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが広島市内企業の活用状況（様式一総12）を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は提出不要。
その他	本工事の入札価格	提出不要（発注者が入札価格及び調査基準価格を確認し評価する）。

3 提出書類の作成及び評価における留意事項

(1) 企業の技術力

ア 簡易な施工計画

- 企業の技術力を客観的に評価するため、技術的所見は以下の視点で判断をすることから、技術資料（様式一総1）の作成に当たっては留意すること。
- (ア) 実施することが認められるか
技術的所見が、契約約款、設計書、仕様書、図面、工事に関する説明書及びこれに対する質問回答書（以下「設計図書等」という。）や関係法令等に準拠した内容（提案）であるかという視点で判断する。
※建設副産物の処分方法などの内容は、「実施することが認められる」と判断しない。
- (イ) 工夫されているか
技術的所見の内容が、本市が見込んでいる設計内容と比べて工夫されているかという視点で判断する。
- (ウ) 効果が期待できるか
技術的所見の内容を実施した場合に、課題に対する効果が期待できるかという視点で判断する。
- (エ) 具体的であるか
技術的所見の実施方法や設置範囲等が、具体的に記載されているかという視点で判断する。
- 提出した技術資料（様式一総1）が、複数枚に記載されている場合及び、技術資料（様式一総1）下部の注を削除するなど様式を変更した場合には、その入札を**無効**とする。
- 技術的所見が、設計図書等や関係法令を遵守していない場合には、その技術資料（様式一総1）を提出した入札参加者の入札を**無効**とすることがある。
- 技術資料（様式一総1）の1つの技術的所見の文字数が150文字を超えた場合は、その技術的所見は**評価しない**。

【技術的所見の文字数の例】

文字数は、半角文字、上付き文字、下付き文字、カッコ及び句読点等も1文字として扱う。また、環境依存文字については、1文字とカウントする。

(例1) ○○○の設置場所は、○○○に1基設置します。(規格：○○) → 29文字

(例2) (株) → 3文字 m^3 → 2文字

(例3) (株) → 1文字 m^3 → 1文字

- 技術資料（様式一総1）の技術的所見の記入欄に、図面等を添付（貼付）されている技術的所見は**評価しない**。

- 技術的所見の根拠となる図や製品、工法等を紹介する資料は、1つの技術的所見につき1枚（A4サイズ）まで資料の添付を認める。なお、技術的所見を、添付資料に記入している場合には、その技術的所見は評価しない。
- 添付資料に提案者の会社名及び提案者が施工した工事名などの記入があった場合は、すべての技術的所見を評価しない。
- 技術的所見は、施工上の課題数に限らず最大4つまで（チャレンジ型は最大2つまで）とし、これを超える技術的所見については評価しない。
- 「また」、「この他」、「さらに」の表現を用いるなど、1つの技術的所見で複数の提案を記入している場合は、その技術的所見は評価しない。

（例）「〇〇〇（製品名）をA-1（設置場所）に設置します。また（この他）、△△△（機械名）については、□□□（タイプA（規格））を使用します。」→ 複数提案と判断して、評価しない。

- 他機関又は他工事との協議又は調整、第三者との調整・協力等が必要となるような実現性が不明確な提案は、原則実施を認めない。また、その技術的所見は評価しない。
- 指定された工種又は仮設に関する記述内容において仕様書等に違反する記述があり、求める性能を確保することが困難であると判断されるものについては、実施を認めない。また、その技術的所見は評価しない。
- 以下に示すような、同様な内容の提案を複数の技術的所見に分けて記載されている場合は、一つの提案として判断し評価する。

【提案するものの設置場所が異なるだけの提案】

（例）「〇〇〇（製品名）をA-1（設置場所）に設置します。」

「〇〇〇（製品名）をA-2（設置場所）に設置します。」 → 一つの提案として評価する。

【同一作業において使用する同一機械の規格が異なるだけの提案】

（例）「□□□（タイプA（規格））を使用します。」

「□□□（タイプB（規格））を使用します。」 → 一つの提案として評価する。

【その他、一つの提案に集約が可能な提案】

（例）「〇〇〇（製品名）を設置します。」

「〇〇〇（製品名）は◇◇◇（機能）付きのものにします。」 → 一つの提案として評価する。

- 曖昧な内容や履行の状況が具体的に確認、検査できない内容は、「**具体的である**」と判断しない。

【技術的所見の内容が曖昧な記入】

（例）「〇〇の場合には〇〇する」、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努める」、「可能な限り〇〇する」

【技術的所見の内容において、履行の状況が具体的に確認、検査できない内容】

（例）履行場所、履行範囲、使用材料（製品名）、使用機器名が不明確な場合

- 提出した技術資料（様式-総1）は、評価に関らず、契約書に特約事項として添付し、契約後は、技術資料（様式-総1）に記載した技術的所見の内容を施工計画書に記載することとする。ただし、実施することが認められない技術的所見については、特約事項にその旨を記載する。
- 受注者の責めにより、特約事項に記載された技術的所見を遵守できなかった場合は、受注者の工事成績評定点を8点減じる（減点は、遵守できなかった施工上の課題毎に8点を減じ、各施工上の課題の認められた技術的所見が1つでも遵守できない場合に減点を行う。）。

(2) 企業の施工能力

ア 過去2年間の工事成績評定点の平均点

- 令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間に完成した工事实績を評価対象とする。
- 本件工事の入札参加条件とした認定工種（以下「当該工種」という。）の工事成績評定点の平均点を評価対象とする。

イ 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績

- 平成23年4月1日から開札日までに元請として完成・引渡しが完了した工事を評価対象とする。
- 本評価項目における同種・同規模工事の条件は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げているため確認すること。また、入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていること。
- 評価基準にある他の公共発注機関とは、次の(ア)から(ウ)に掲げる者をいう。
 - (ア) 国及び地方公共団体
 - (イ) 法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - (ウ) 建設業法施行規則第18条に掲げる法人
- 共同企業体による施工実績については、出資割合が20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- 提出する施工実績を証明する資料は、同種・同規模工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等（以下「設計図等」という。）も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）
- 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。
 - a. 施工実績証明書
 - (1) 工事監理を行った者が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

※工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

(2) 上記(1)が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

b. 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

- 注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例)「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名があるもの。

a、b のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

証明の内容に虚偽があった場合は、受注者である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例)「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名）

- 会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し、施工実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。
- 平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、施工実績として認めないので注意すること。

ウ 総合評価落札方式の受注状況

- 開札日の属する年度に契約した広島市発注の総合評価落札方式の工事のうち、工種が土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事であるものの、開札日時点における件数により評価する。
- 共同企業体による受注実績については、出資割合にかかわらず受注実績に含む。

エ 過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績

- 令和6年度及び令和7年度の2年度の表彰実績を評価対象とする。
- 当該工種に係る表彰実績を評価対象とする。

オ 過去2年間のICT活用工事への取組状況

- 令和6年4月1日から開札日までに元請として完成・引渡しが完了した工事を評価対象とする。
- ICT活用工事、簡易型ICT活用工事等とは、「広島市ICT活用工事実施要領」又は他の公共発注機関が策定した要領等に基づき、ICT施工技術を全て又は部分的に活用した工事をいう。
- 評価基準「広島市発注の当該工種に係るICT活用工事の施工実績あり（簡易型ICT活用工事等を除く。）」（配点：1.0点）の設定がある場合、求める工種は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げているため確認すること。また、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に複数の工種を掲げている場合は、いずれかの工種の実績があれば評価対象とする。
- 広島市の実績の場合で、評定の対象でない工事については、工事成績評定通知書（別記様式第1号）の代わりに変更契約書の鑑の写しを提出すること。
- 評価基準にある他の公共発注機関とは、次の(ア)から(ウ)に掲げる者をいう。
(ア) 国及び地方公共団体
(イ) 法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
(ウ) 建設業法施行規則第18条に掲げる法人

カ 登録基幹技能者の現場配置

- 現場配置を求める登録基幹技能者の種類及び従事する工種は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げているため確認すること。複数の登録基幹技能者の種類及び従事する工種を掲げている場合は、いずれかを選択すること。
- 複数の登録基幹技能者を配置する場合でも、当該評価項目における評価点は0.5点（チャレンジ型は1.0点）とする。
- 主任（監理）技術者及び現場代理人は評価対象としない。
- 元請に限らず、下請負人が登録基幹技能者を配置する場合も評価対象とする。
- 登録基幹技能者の現場配置は、該当する工種の施工期間中のみで構わない。
- 登録基幹技能者の途中交代は認める。

キ ISO9001認証取得

- 本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得している場合にのみ評価対象とする。
- 認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限り評価対象とする。

(3) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者を複数の技術者で申請している場合は、申請のあつた複数の技術者のうち、以下の配置予定技術者の能力に係る評価項目の特典の合計が最も低い技術者を評価する。

また、配置予定技術者として主任（監理）技術者を複数で申請したにも関わらず、全ての配置予定技術者調書（様式3-1）の写し及びその確認書類の写しを提出していない場合は、配置予定技術者の能力に係る評価項目

の得点の合計を0点として評価する。

ア 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験

- 平成23年4月1日から開札日までに元請として完成・引渡しが完了した工事を評価対象とする。
- 本評価項目における同種・同規模工事の条件は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げているため確認すること。また、入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていること。
- 同種・同規模工事の条件を満たす工事に、工期の全期間に渡って主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していた場合にのみ評価する。

ただし、主任（監理）技術者においては専任を要しない期間及び配置を要しない期間、現場代理人においては常駐を要しない期間を除く。

なお、鋼構造物工事又は機械器具設置工事等の認定工種において、製作と架設（据付）でそれぞれ別の主任（監理）技術者を配置している場合には、架設（据付）の全期間に配置されていること。

また、工事着手日選択型契約方式適用工事や工事が予定より早く竣工したこと等により、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、前述の内容が確認できる資料（工事打合せ簿や発注機関が検査によって工事の完成を確認した日が確認できる資料等）の添付があれば評価する。

- 評価基準にある他の公共発注機関とは、次の(ア)から(ウ)に掲げる者をいう。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

(ウ) 建設業法施行規則第18条に掲げる法人

- 共同企業体による施工実績については、出資割合が20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- 提出する施工経験を証明する資料は、同種・同規模工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合、設計図書、仕様書等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写しを提出すること。民間工事の場合も同じ。）。
- 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。

a. 実績証明書

b. 受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し

- 技術者の施工経験が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

イ 過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績

- 令和6年度及び令和7年度の2年度の表彰実績を評価対象とする。
- 当該工種に係る表彰実績のみを評価対象とする。

ウ 若手技術者の配置

- 提出する確認書類においては、配置予定技術者の生年月日の記載がされていること。
- 生年月日の記載がない場合は、別途公的機関が発行した生年月日入りの書類（運転免許証等）の写しを提出すること。
- 生年月日を確認できない場合は評価しない。

エ 継続学習制度の単位

- 継続学習制度の単位又は時間数を確認する各団体等が発行する証明書等は、令和7年4月1日から開札日までの期間のうち、任意の1年間に於いて、指定する単位又は時間数を取得しているものを評価する。

(4) 社会的項目

ア 災害復旧協力等の状況

- 広島市発注の災害関連工事の受注実績については、令和3年4月1日から開札日までの元請としての受注実績（広島市が発注したものに限る。）を評価対象とする。
- 評価対象期間内に元請けとして当初契約を締結していれば、開札日時時点で完成・引渡し完了していない工事についても評価対象とする。
- 評価対象期間以前に当初契約を締結した工事については、評価期間内に完成・引渡し完了した工事、開札日時時点で完成・引渡し完了していない工事のいずれも評価対象としない。
- 「災害関連工事」とは、工事設計書の予算科目の款が「災害復旧費」となっている工事をいう。
- 「広島市災害応急対策に係る協力事業者」の登録については、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合に評価対象とする。
- 開札日において、災害協力事業者として登録されていることが確認できない場合（登録の抹消を届出た場合又はその他の理由により登録を取消された場合を含む。）は、評価対象としない。

イ 障害者雇用の状況

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者が、公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主用）」の写しでなく、障害者雇用状況調書（様式一総7）を提出した場合は評価対象としない。

- ・ 開札日が6月1日から7月15日までの間にあり、かつ、開札日の属する年の6月1日現在における報告を行っていない場合、開札日の属する年の前年の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（事業主用）」を評価対象とする。
- ・ 常用雇用していることが確認できる書類は、「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じる。

ウ 女性技術者の雇用

- ・ 代表者である場合は評価対象としない。
- ・ 主任技術者となり得る者で、実務経験のみにより資格を有することとなる場合は評価対象としない。
- ・ 複数の技術者を有する場合、提出書類は1人分のみでかまわない。
- ・ 女性技術者は本工事の配置予定技術者でなくともかまわない。
- ・ 常用雇用していることが確認できる書類は、「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じる。
- ・ 性別を確認できる書類は、マイナンバーカード、パスポート等、公的機関が発行したものに限る。

エ 環境対策への取組状況

(ア) ISO14001及びエコアクション21

- ・ 本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得しているものを評価対象とする。
- ・ 認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限り評価対象とする。

(イ) ひろしまエコ事業所

- ・ 本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所の認定証のみ評価対象とする。

オ 広島市内在住の就職困難者の雇用状況等

- ・ 正規従業員とは、雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。
- ・ 離職した事業所の退職日（離職年月日）が現職の雇用日の前日であった場合は、評価対象としない。
- ・ 常用雇用していることが確認できる書類は、「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じる。

カ 建設キャリアアップシステムの活用状況

- ・ 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場において現場登録を行い、現場事務所等へカードリーダーなどを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することをいう。
- ・ 当該工事で建設キャリアアップシステムを活用する場合、書類提出時までに建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している必要がある。建設キャリアアップシステムの活用状況（様式－総8）のみが提出された場合は、評価対象としない。
- ・ 共同企業体での申請の場合で、当該工事で建設キャリアアップシステムを活用する場合は、共同企業体の代表者のみが建設キャリアアップシステムの活用状況（様式－総8）を提出すること。ただし、事業者登録があることを証明する書類は、すべての構成員が提出すること。なお、事業者登録があることを証明する書類がすべての構成員から提出されなかった場合、代表者から提出された建設キャリアアップシステムの活用状況（様式－総8）は無効となり、「本工事で建設キャリアアップシステムを活用する」の評価対象とはならないが、事業者登録があることを証明する書類の提出のあった構成員については「事業者登録あり」の評価対象となる。

キ 広島製製品の活用

- ・ 発注工事において、該当する資材については、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げているため、確認すること。

ク ボランティア清掃の活動状況

- ・ 公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものを言い、法人格を持つかどうかは問わない。
- ・ 活動証明者の記載又は証明印等がない資料や清掃活動に参加した証明とならない資料（参加申込書等）は客観的に証明できる資料として認めない。

ケ 職場体験等の受入れ状況

- ・ 企業側の受入れの了承について不明確なもの（教育機関から事前に送付される照会文書等）は、職場体験及びインターンシップの受入れを証明できる資料として認めない。
- ・ 学生等が企業へ出向いて就業体験を実施したことが確認できないもの（不特定多数の学生に対して行う就職説明会、現場見学会等）は、評価対象としない。
- ・ 企業名が記載されていない資料のみが提出された場合は、評価しない。

コ 広島市内企業の活用状況

- ・ 本評価項目において加點評価された場合は、原則として市内本店業者への下請発注（二次以降の下請発注を含む。）を義務付けている設計金額が1億円以上6億円未満の工事において高度又は特殊な技術を要する工事等の事情により市内本店業者でない者に下請発注を行う場合に提出する「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」の提出の有無にかかわらず、下請企業（一次下請）をすべて市内企業とする必要がある。

4 自己採点方式について

(1) 自己採点方式とは

自己採点方式とは、発注者が定める落札者決定基準（企業の技術力を除いた評価項目）について入札参加者が自己採点する方式であり、発注者は、当該採点に基づいた技術評価点及び入札価格から評価値を算出し、原則として、評価値が最も高い者についてのみ、自己採点結果の確認を行う。

(2) 自己採点の対象

自己採点の対象となる評価項目は、企業の技術力に係る評価項目を除く全ての評価項目とする。

(3) 自己採点表の作成・提出

ア 「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」において、自己採点表の様式をダウンロードすること。

イ 自己採点表に企業名、代表者名等の必要事項を記入のうえ、各評価項目の自己採点を行い、自己採点欄に該当する評価点を記入すること。

ウ 作成した自己採点表を、一般競争入札参加資格確認申請書及び総合評価に関する調書に添付して提出期限までに提出すること。

(4) 発注者の確認及び落札者の決定

ア 発注者は、有効な範囲の入札を行った入札参加者（以下、「入札参加者」という。）から提出された自己採点表及び入札価格をもとに、全ての入札参加者の評価値を算出する。簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）及び標準型にあつては、広島市評価部分（企業の技術力に係る評価項目等）の得点も含めて、評価値を算出する。

イ 発注者は、最も評価値の高い者（以下、「第一順位者」という。）について自己採点表の確認を行う。

ウ イによる確認の結果、自己採点表の得点に誤りがあった場合は、以下のとおり取扱うこととする。

(ア) 過大評価（自己採点表を確認した結果、得点が下がる場合）

… 発注者の確認結果による得点に修正する。

(イ) 過小評価（自己採点表を確認した結果、得点が上がる場合）

… 入札参加者の自己採点による得点とする。

エ ウによる評価値の修正がない場合、又は評価値の修正があり、修正後の評価値が次に評価値の高い者（以下、「次点の者」という。）と同点以下とならなかった場合は、当該入札参加者を落札候補者として決定する。

ウによる評価値の修正があり、修正後の評価値が次点の者と同点以下となった場合は、次点の者の順位を繰り上げ、再度イによる確認を行う。以降落札候補者が決定するまで繰り返す。

なお、第一順位者が2者以上となり、落札候補者が決定しない場合は、契約担当課が指定する日時に該当者がくじを引く方法によるくじ引により落札候補者を決定する。

オ エにより決定した落札候補者について、入札参加資格を有することを確認したうえで、落札を決定する。

なお、次に掲げる場合は、当該落札候補者を除き最も評価値の高い者についてイ～エの手順を行ったうえで、入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・ 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・ 落札候補者が調査基準価格を下回る入札をし、低入札価格調査報告書を提出した場合において、低入札価格調査の結果、第一順位者を落札者としないと決定したとき。

(5) その他留意事項

- ・ 各評価項目の評価基準等については、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」及び本総合評価に関する説明書を参照のこと。
- ・ 自己採点表を提出しない場合又は必要事項が記入されていない場合は、入札を**無効**とする。
- ・ 自己採点表下部の注を削除するなど様式を変更した場合には、その入札を**無効**とする。
- ・ 自己採点表に自己採点の結果が記入されていない場合又その他の理由により評価点を確認できない場合は、該当する評価項目を評価しない。
- ・ 共同企業体での申請の場合は、構成員ごとに自己採点表を作成し、提出すること。
- ・ 評価分類「配置予定技術者の能力」は、各評価項目の自己採点の合計点を記入すること。配置予定技術者を複数の技術者で申請する場合は、配置予定技術者の能力に係る評価項目の自己採点の合計が最も低い技術者の合計点を記入すること。
- ・ 自己採点方式では、原則として、提出された自己採点表等をもとに第一順位者となった者が提出した資料のみを確認し、次点以下の者については確認を行わないため、落札決定後に公表する技術評価点、評価値及び入札参加者の順位は正しいものとは限らない。

5 その他

- ・ 入札に参加した者の、入札価格、技術評価点及び評価値を落札決定後に公表する。
- ・ 製作と据付（又は架設）それぞれで別の技術者を配置する場合は、据付（又は架設）の技術者の能力を評価するものとする。
- ・ 価格以外の評価において、提出した書類の評価基準を満たさない変更をした場合は次のとおりとする。
 - (1) 落札決定までに、提出した書類の評価基準を満たさない変更をした者の入札を**無効**とする。
 - (2) 落札決定後に、落札者が提出した書類の評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を評価項目ごとに8点減じる。ただし、「配置予定技術者の能力」については、「配置予定技術者の能力」

の評価点の合計点に満たない変更をした場合に、工事成績評定点から8点を減じる。

(例) 主任（監理）技術者の変更の場合

- 配置予定技術者調書に記載した主任（監理）技術者について、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合に、公告に定める条件に合致する者であるときに限り主任（監理）技術者の変更をすることができる。この場合には、直ちに工事担当課に変更申請を申し出ること。なお、申し出が遅れた場合は、指名停止措置を行うことがあるので注意すること。
- 落札決定までに変更する場合、変更後の主任（監理）技術者の「配置予定技術者の能力」の各評価項目の得点の合計が、入札時に評価された技術者に係る得点の合計に満たない時は、入札が**無効**となる。
- 落札決定後に変更する場合、変更後の主任（監理）技術者の「配置予定技術者の能力」の各評価項目の得点の合計が、入札時に評価された技術者に係る得点の合計に満たない時は、落札者の工事成績評定点を8点減じる。
ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の主任（監理）技術者について雇用関係が要件を満たさない場合等により主任（監理）技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、17 その他の(8)に該当することとなるので注意すること。

17 その他

- (8) 落札者が決定した後、契約を締結できなかったとき及び正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。
また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求する。

(様式1)

[R 8 総合評価・単体]

令和 年 月 日

広島市長

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

業 者 コ ー ド				
認 定 工 種				等級
許 可 区 分	特定 ・ 一般			
本 店 所 在 地	市内	県内	県外	

一般競争入札参加資格確認申請書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

下記工事の一般競争入札について、競争入札参加資格を確認されたく、次のとおり添付書類を添えて申請します。

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○工事
添付書類（提出するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。） ■経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し) (必ず添付すること。) □施工実績調書及びその確認資料（入札公告において会社の施工実績を必要としている場合のみ必要） ■配置予定技術者調書及びその確認資料 (必ず添付すること。) □実務経歴書（実務経験による技術者の場合に必要） ■資本的関係・人的関係調書 (必ず添付すること。) ■広島市税の納税証明書（写し）（必ず添付し、 様式及び有効期限 に注意すること。） ■消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）（必ず添付し、 様式及び有効期限 に注意すること。） ■社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類（写し）（適用を受けない書類（原本）も含む。） (必ず添付し、様式及び有効期限に注意すること。) □設計・製作体制調書又は製作体制調書（入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要） □技術的支援体制調書（入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要） □市内本店業者を下請業者とすることができない理由書 (必要な場合に添付すること。) ■総合評価に関する調書 (必ず添付すること。) ■自己採点表 (必ず添付すること。) ■ダウンロード確認書 (必ず添付すること。) なお、入札公告に再公告の案件である旨の記載がある場合は再公告の確認票を、一旦停止した案件については入札手続再開後の確認票を添付すること。 □その他（ ） (入札公告等において必要としている場合のみ必要)	
誓約事項 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を遵守し、談合及び談合と疑われるような行為は行わず、公正な入札に努めます。 2 自社又は他の入札参加者が行った行為により、当該入札の公正性に疑義が生じ、広島市において入札の中止等いかなる措置をとられても、一切異議の申立てをしません。 3 本件工事に係る設計業務の受注者である ○○○○株式会社 と当社とは、入札公告に定める資本的関係若しくは人的関係はありません。 4 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定することができない者に該当していません。 5 広島市発注契約に係る暴力団排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者のいずれにも該当しません。また、役員等の中のうちに暴力団員等又は暴力団関係者である者はいません。	
(問い合わせ先) 担当者：○○ ○○ 部 署：○○部○○課 電 話：(○○○)－○○○－○○○○(代) (内線○○○○)	

記載漏れ等がないか簡単な確認を行い受理しましたが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、所定の手続を経た上で、広島市建設工事競争入札取扱要綱の規定に基づき決定しますので、この受付をもって競争入札参加資格を有していることの確認を保証するものではありません。

※ 本申請書等の提出時に**総合評価に関する調書及び自己採点表**を必ず添付して提出すること（提出がない場合は無効とする。）。

※広島市使用欄

提出者本人確認等済（提出者： 、広島市確認者： ）

(様式2)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

施 工 実 績 調 書

項 目	1	2
工 事 名 称 等	工 事 名	○○○○○○○○工事
	建設工事の種類	☒ 土木一式工事 ☐ 建築一式工事 ☐ その他 ()
	発 注 者 名	○○市
	工 事 場 所	○○県○○市○○町
	最終請負金額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○○,○○○,○○○円 (J Vの場合) 全体額 ○○○,○○○,○○○円 当社分 ○○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで
	受 注 形 態	単体又は共同企業体 (出資割合○○%)
工 事 内 容 ※ 入札公告に記載した競争参加資格に定める施工実績を有していることを確認できるよう、具体的な構造、数量等を記載すること。		(例) 会社の施工実績が、「平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。 ・延長が400メートル以上の下水道本管(布設工法は問わないが、管更生工法は認めない。)の施工を有する工事」の場合の記載例 ↓ ・ 下水道本管布設 開削工 ○○○mm 汚水 500メートル

注 工期の元号は、適宜修正して記載すること。

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

配置予定技術者調書

配置予定技術者		☒ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者補佐 氏名 ○○ ○○ ※上記の者は、営業所技術者等（建設業法第２６条の５の適用を受ける技術者を除く。）又は経營業務の管理責任者等でないこと。		
法令による資格・免許		監理技術者資格者証 監理技術者講習（○○年○月○日修了） 一級○○施工管理技士		
営業所技術者等		氏名 ○○ ○○ ☐ 建設業法第２６条の５の適用を受ける技術者である場合		
経營業務の管理責任者等		氏名 ○○ ○○		
予定下請契約金額		○○, ○○○, ○○○円		
手持ち工事の有無 (下請工事も含む。)		・無 ・有 （工 事 名）○○○○○○○○○工事 (発注者名) ○○市 (工期) 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで ・元請・下請 （契約金額(税込)） ○○, ○○○, ○○○円 (役 職) ※ 技術者で「有」の場合、落札後、契約日までに公告に定める条件に合致する者へ変更する場合は変更申請を工事担当課へすること。 手持ち工事が複数ある場合は、全ての工事について記載すること。		
重複申請の有無		・無 ・有 （工 事 名） ○○○○○○○○○○工事 (入札金額(税込)) ○○, ○○○, ○○○円 (役 職) ※ 技術者で「有」の場合、重複落札したときは、落札後、契約日までに公告に定める条件に合致する者へ変更する場合は変更申請を工事担当課へすること。 重複申請している工事が複数ある場合は、全ての工事について記載すること。		
工 事 経 歴	項 目	1	2	
	工 事 名	○○○○○○○○○工事		
	建設工事の種類	☐ 土木一式工事 ☐ 建築一式工事 ☐ その他（ ）		
	発 注 者 名	○○市		
	工 事 場 所	○○県○○市○○町		
	最終請負金額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○, ○○○, ○○○円		配置予定技術者の施工経験を入札参加条件としている場合のみ記載が必要で、施工実績調査に準じて記載すること。
		(ＪＶの場合) 全体額 ○○○, ○○○, ○○○円 当社分 ○○○, ○○○, ○○○円 (出資割合○○%)		
	工 期	平成○○年○月○日から 平成○○年○月○日まで		
工 事 内 容				

注1 申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別薬とすること。

注2 契約日までの間において、病気、退任等本市がやむを得ない理由があると認める場合に、公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができる。なお、主任(監理)技術者の変更については、別紙「総合評価に関する説明書」5その他による。

注3 営業所技術者等を本工事の主任(監理)技術者として配置する場合は、営業所技術者等の氏名右側の□に☑(チェック)又は■(塗潰し)を記入すること(建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たす必要がある)。

注4 他の工事との兼務を認める場合を除き、主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、契約日(議会の議決を要する工事にあつては本契約の契約日、着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期(広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))において、他の工事に監理(主任)技術者、監理技術者補佐、現場代理人等として配置されていないこと。

注5 元号は、適宜修正して記載すること。

(様式 3 - 2)

実 務 経 歴 書

技術者氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和X X年X X月X X日
最終学歴	学校 学部 学科 年 月卒業		
職 歴	平成 9 年 4 月入社		
法該当区分 (該当する区分に○)	建設業法第 7 条第 2 号 イ ロ ハ 実務経験〇年以上 (経験工種: 〇〇工事業)		
職名 (従事した立場)	実務経験内容	実務経験期間	経験年数
△△建設(株)	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H. 8 年 4 月から H. 9 年 3 月まで	1 年
現場技術者	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H. 9 年 4 月から H. 14 年 3 月まで	5 年
主任技術者	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H. 14 年 4 月から H. 20 年 3 月まで	6 年
合 計		1 2 年 月	

注 1 この様式は、実務経験（建設業法第 7 条第 2 号該当）による技術者の場合のみ提出してください。

注 2 最終学歴欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月を記載してください。

注 3 法該当区分欄の実務経験年数は、法令で必要とされている年数を記載してください。

注 4 実務経験内容の工事は 1 件以上記載してください。（必要な経験年数の期間に至るまで遡るか又は 1 件のみでもかまいません。）

注 5 他の工種で実務経験を既に計上（登録）している場合は、実務経験期間が重複しないように注意してください。

注 6 元号は、適宜修正して記載すること。

(様式4)

資本的関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

当社と資本的関係及び人的関係等のある者は、次のとおり相違ありません。

※ 記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者です。

1 資本的関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

商号又は名称	〇〇建設株式会社

- ② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

商号又は名称	該当なし

- ③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く）

商号又は名称	該当なし

（注）親会社等は、持株会社等も記載の対象となります。

2 人的関係に関する事項

- ① 役員等の兼任の状況（代表権を有する者が同一である会社等についても記載。）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
代表取締役	〇〇 〇〇	△△建設コンサルタント株式会社	取締役

- ② 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

当社の役員等		夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等及び役職等	
役職	氏名	商号又は名称	役職、氏名及び続柄
該当なし			

※ 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。

※ 「会社等」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、組合、共同企業体、設計共同体又は個人事業主をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には、非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上のものに限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

3 複合的關係に関する事項

① 上記1及び2が複合した関係にある会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

4 その他(1、2又は3と同視しうる関係があると認められる場合)

① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等（組合とその構成員、若しくは共同企業体又は設計共同体とその構成員など。）

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

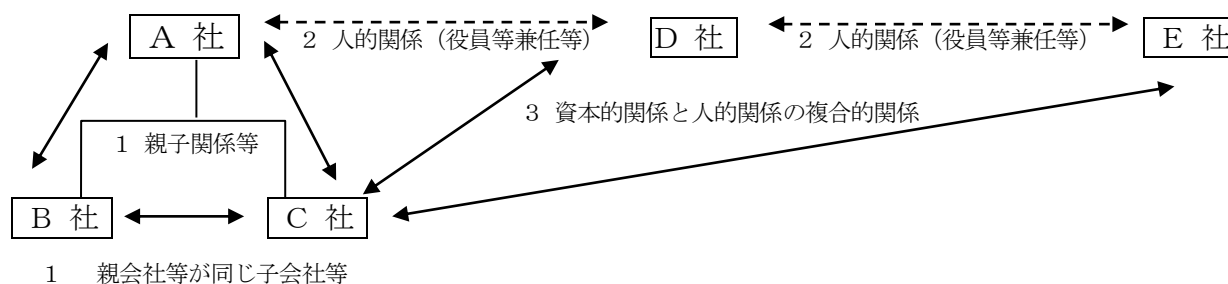
※ 1 資本的關係及び2 人的關係については、形式的に判断できる関係であるが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限を行う。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は同一入札への参加が制限される。

※ 記入欄がたりないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名すること。

※ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

【同一入札への参加が制限される事例】



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。

※ 1について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。

所在地：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称：(株)〇〇〇〇〇〇

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

設 計 ・ 製 作 体 制 調 書

(工事名： 〇〇〇

工事)

実施体制の項目		記載する内容
設計管理	設計担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (設計部署組織表を添付すること。)
	設計部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類：〇〇士 〇〇名 〇〇士 〇〇名
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
工程管理	工程管理担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (工程管理部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
検査・試験	検査・試験担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (検査・試験部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

※ 本工事において体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。※ I S O の認証を取得していない場合は、各内容に関するマニュアルなど資料の写し等を添付すること。

所 在 地 : ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 : (株)○○○○○
 代 表 者 : 代表取締役 ○○ ○○

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

製 作 体 制 調 書

(工事名 : ○○○

工事)

実 施 体 制 の 項 目		記 載 す る 内 容
工程管理	工程管理担当部署	住 所 : ○○市○○区○○町○丁目○番○号 会 社 名 : (株)○○○○○ 電話番号 : 00-0000-0000 部署組織 : 代表取締役 ○○部 └──○○課 住所 : ○○ 電話 : ○○ 担当 : ○○ (工程管理部署組織表を添付すること。)
	I S O 認 証	I S O 規格 : ○○○○○○○○ (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
検査・試験	検査・試験担当部署	住 所 : ○○市○○区○○町○丁目○番○号 会 社 名 : (株)○○○○○ 電話番号 : 00-0000-0000 部署組織 : 代表取締役 ○○部 └──○○課 住所 : ○○ 電話 : ○○ 担当 : ○○ (検査・試験部署組織表を添付すること。)
	I S O 認 証	I S O 規格 : ○○○○○○○○ (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)

- ※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。
 ※ 本工事において体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。
 ※ I S O の認証を取得していない場合は、各内容に関するマニュアルなど資料の写し等を添付すること。

所在地： ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称： (株)○○○○○
代表者： 代表取締役 ○○ ○○

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

技 術 的 支 援 体 制 調 書

(工事名： ○○○ 工事)

設備引渡し後における体制の項目		記 載 す る 内 容
障害時支援	支援担当部署	住 所： ○○市○○区○○町○丁目○番○号 会 社 名： (株)○○○○○ 電話番号： 00-0000-0000 部署組織： 代表取締役 └○○部 └○○課 住所：○○ 電話：○○ 担当：○○ (支援担当部署組織表を添付すること。)
	支援担当部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類： ○○士 ○○名 ○○士 ○○名
補修部品供給	補修部品供給担当部署	住 所： ○○市○○区○○町○丁目○番○号 会 社 名： (株)○○○○○ 電話番号： 00-0000-0000 部署組織： 代表取締役 └○○部 └○○課 住所：○○ 電話：○○ 担当：○○ (補修部品供給担当部署組織表を添付すること。)
	補修部品の供給保証期間	○年 (○○年○月○日まで)
技術的内容についての問い合わせ等への対応	技術的内容についての問い合わせ等への対応担当部署	住 所： ○○市○○区○○町○丁目○番○号 会 社 名： (株)○○○○○ 電話番号： 00-0000-0000 部署組織： 代表取締役 └○○部 └○○課 住所：○○ 電話：○○ 担当：○○ (技術的内容についての問い合わせ等への対応担当部署組織表を添付すること。)
	支援担当部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類： ○○士 ○○名 ○○士 ○○名
	対応する時間帯	

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。
※ 体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。

(様式7)

市内本店業者を下請業者とすることができない理由書

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

本工事の下請の一部について、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。）に請け負わせることができない理由は次のとおりです。

下請負人に関する事項（1次下請、2次下請以降）

下請負人名		許 可 番 号	大臣 一般 知事 特定 第 号
代表者氏名		許 可 業 種	
所 在 地 (主たる営業所)	()	許 可 年 月 日	平成 年 月 日
下請工事の 内 容		主任技術者氏名 (生年月日) (技術者資格)	(S . H 年 月 日) (イ ロ ハ)
		請負予定金額 (消費税等含まず)	円
理 由 ※具体的に記 載すること。			

- (注) 1 下請負人は、建設業の許可の有無にかかわらず記入すること(ただし、警備業、測量業、運送業等は対象外)。
 2 2次下請以降の下請負人も全て記入すること。下請負人区分は、受注者が直接その当事者となって下請負させる業者については1次下請を、受注者が直接その当事者とならない下請負人については2次以降を○で囲むこと。
 3 許可番号については、必要なものを○で囲み、許可証の写しを添付すること(許可証が複数の場合は、当該工事に必要な業種が記載されたものでよい)。許可業種は、下請負人の有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。
 4 所在地欄の()には、建設業法上の主たる営業所の所在地を記載すること。
 5 契約内容の確認できるもの〔見積書の写し等(下請負に付する工区を明示した図面等を含む)〕を添付すること。
 6 技術者は、配置予定技術者について記載すること。
 7 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲み、資格者証等(監理技術者資格者証を有している場合は、監理技術者資格者証)の写しを添付すること(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること)。
 8 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるものを添付すること。
 9 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。
 10 実際に下請契約を締結した場合は、広島市建設工事請負契約約款第7条に基づき、下請業者通知書を提出すること。
 11 元号は、適宜修正して記載すること。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

総合評価に関する調書

以下の工事について、総合評価に関する調書を、次のとおり添付書類を添えて提出します。

なお、証明する資料として提出する書類について、相違ないことを誓約します。

誓約したにも関わらず、万一、虚偽の記載が認められた場合には、指名停止等いかなる措置を講じられても一切異議の申し立ては致しません。

※ 本調書を提出しない場合及び本調書に必要事項が記入されていない場合は、入札を無効とする。

提出するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。なお、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」において評価項目となっていない項目については、添付書類の提出を要しない。

また、本調書に係る添付書類に必要事項が記入されていない場合は、該当する評価項目を評価しない。

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事	
評価分類	添付書類
企業の 施工能力	工事成績評定点の平均点に関する資料 ☐ 都市整備局技術管理課が発行する令和6年1月から令和7年12月までの「完成工事平均成績の開示」(写し) 同種・同規模工事の施工実績に関する資料 ☐ 同種・同規模工事施工実績調書(様式一総3)及び施工実績を証明する資料(写し) 優良建設工事表彰に関する資料 ☐ 優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。) ICT活用工事への取組状況に関する資料(次の資料及び①、②のいずれかの資料を添付すること。) ☐ ICT活用工事への取組状況(様式一総4)(①、②のいずれの場合も提出すること。) ① 広島市の実績の場合(次のすべての資料を添付すること。) ☐ 工事成績評定通知書(別記様式第1号)(写し)(評定の対象でない場合は変更契約書の鑑(写し)) ※評価基準「広島市発注の当該工種に係るICT活用工事の施工実績あり(簡易型ICT活用工事等を除く。)」 (配点:1.0点)が設定されており、これに該当する場合、次の資料もあわせて添付すること。 ☐ 変更設計書(当該工種に係るICT施工技術の活用が確認できる部分)(写し) ② 他の公共発注機関の実績の場合(次のすべての資料を添付すること。) ☐ CORINSに登録されているデータの写し ☐ ICT活用工事を履行したことが確認できる証明書(写し)又は要領等の抜粋及び契約図書等(写し) 登録基幹技能者の現場配置に関する資料 ☐ 登録基幹技能者の現場配置(様式一総5) ISO9001認証取得に関する資料 ☐ ISO9001 マネジメントシステム登録証及び附属書(広島市内の事業所が認証取得しているもの)(写し)
	提出必須の書類 ☐ 配置予定技術者調書(様式3-1)(写し)及びその確認書類(写し) 同種・同規模工事の施工経験に関する資料(次のいずれかを選択すること。) ☐ 提出必須の書類で確認 ☐ 同種・同規模工事施工経験調書(様式一総6)及び施工実績を証明する資料(写し) 優良技術者表彰に関する資料 ☐ 優良技術者特別表彰又は優良技術者表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。) 若手技術者の配置に関する資料 ☐ 提出必須の書類で確認 継続学習制度の単位に関する資料 ☐ 学習履歴証明書等(写し)(各団体発行の証明書等をA4に縮小コピーして添付すること。) 主任(監理)技術者の資格に関する資料 ☐ 資格者証等(指定した資格を所持していることが確認できる部分)の写し
配置予定 技術者の 能力	災害復旧協力等の状況に関する資料(次のいずれかの資料を添付すること。) ☐ 広島市と締結した災害関連工事の契約書(写し)及び工事設計書(予算科目を確認できる部分)(写し) ☐ 広島市災害協力事業者登録申込書(広島市危機管理室の受付印のあるもの)(写し) ☐ 危機管理室災害予防課が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明(写し) 障害者雇用の状況に関する資料(次の①、②のいずれかの資料を添付すること。) ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合 ☐ 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書(事業主控)」(直近の6月1日以降のもの)(写し) ② ①以外の事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合(次のすべての資料を添付すること。) ☐ 障害者雇用状況調書(様式一総7) ☐ 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳(写し) ☐ 障害者を常用雇用していることが確認できる書類
社会的 項目	

評価分類	添付書類
社会的 項 目	男女共同参画への取組状況に関する資料 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) ☐ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合は、都道府県労働局に提出した行動計画（受理印のあるもの）（写し） ☐ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、都道府県労働局が発行した認定通知書（写し） ☐ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合は、都道府県労働局に提出した行動計画（受理印のあるもの）（写し） ☐ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は、都道府県労働局が発行した認定通知書（写し） ☐ 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく表彰状（写し） ☐ 内閣府が行う子どもと家庭を応援する日本功労者表彰（写し） ☐ 広島市「女性と若者が輝く企業」認定要領に基づく認定証（写し） ☐ 広島市男女共同参画推進事業所表彰（写し）
	女性技術者の雇用に関する資料 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) ☐ 当該工種の主任技術者となり得る女性技術者の国家資格の取得を証明できるもの、常用(直接的かつ恒常的に1年以上)雇用していることが確認できる書類及び性別を確認できる書類（写し） ☐ 当該工種の監理技術者となり得る女性技術者の監理技術者資格者証、常用(直接的かつ恒常的に1年以上)雇用していることが確認できる書類及び性別を確認できる書類（写し）
	環境対策への取組状況に関する資料 (次のいずれかの資料を添付すること。) ☐ ISO14001 マネジメントシステム登録証及び附属書（広島市内の事業所が認証取得しているもの）（写し） ☐ エコアクション21 認証・登録証（広島市内の事業所が認証取得しているもの）（写し） ☐ 「ひろしまエコ事業所認定制度」の認定書（広島市内の事業所が認証取得しているもの）（写し）
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等に関する書類 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) (1) 広島市内在住の失業者を雇用している場合(①から③のすべて必要) ① 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの ☐ 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し） ☐ 雇用保険日雇労働被保険者手帳（写し） ② 広島市内在住の失業者を正規従業員として雇用したことを証明する次のすべてのもの ☐ 労働条件通知書（写し） ☐ 常用雇用していることが確認できる書類 ☐ 住所が確認できる書類（運転免許証等）の写し（上記書類により住所が確認できない場合のみ） ③ 資金的関係・人的関係を確認する書類 ☐ 資金的関係・人的関係調書（様式4）（写し） (2) 広島市内在住の刑務所出所者等を雇用している場合等(次のいずれかの資料を添付すること。) ① 保護観察又は更正緊急保護の対象者を雇用した実績がある場合 ☐ 保護観察対象者等雇用実績証明書（写し） ② 保護観察又は更正緊急保護の対象者に事業所見学会又は職場体験講習を実施している場合 ☐ 保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書（写し）
	建設キャリアアップシステムの活用状況に関する資料 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) ① 本工事で建設キャリアアップシステムを活用する場合 ☐ 建設キャリアアップシステムの活用状況（様式一総8）及び事業者登録があることを証明する以下②の資料 ② 事業者登録のみの場合 ☐ 「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し又は「事業者登録完了メール」の写し又は「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し
	広島製製品の活用に関する資料 ☐ 広島製製品使用予定調書（様式一総9）
	ボランティア清掃の活動状況に関する資料 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) ☐ 「広島市まちの美化に関する里親制度」の覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式4号）（写し） ☐ クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（写し） ☐ アダプト活動認定団体認定証及び活動実績報告書（収受印のあるもの）（活動状況写真を含む。）（写し） ☐ 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティア・ロード協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（写し） ☐ 清掃活動実績調書（様式一総10）及び客観的に証明できる資料(参考様式一総11等) ☐ 広島市環境美化功労者表彰（写し）
	職場体験等の受入れ状況に関する資料 (次のうち該当するものの資料を添付すること。) ☐ 職場体験の受入れに係る依頼文書（写し） ☐ インターンシップの受入れに係る覚書、契約書等（写し） ☐ インターンシップ実習生の受入れに係る依頼文書、電子メール又は就職活動サイト等の画面（写し）
	広島市内企業の活用状況に関する資料 ☐ 広島市内企業の活用状況（様式一総12）

※ 添付書類についての詳細は、入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」の2 提出書類等について及び、3 提出書類の作成及び評価における留意事項を参照のこと。

(様式一総3)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

同種・同規模工事施工実績調書

工事名 _____

施 工 実 績	工 事 名	○○○○○○○○工事
	発 注 者 名	○○市
	工 期	令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日
	受 注 形 態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資割合○○％）
	工 事 内 容	（例）面積が10,000平方メートル以上の舗装工（アスファルト舗装）の施工を有する工事の場合の記載例 ・ アスファルト舗装工 15,000平方メートル
添 付 資 料		（例）竣工時CORINSの写し

- ※1 求める施工実績は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する施工実績調書（様式2）において、同種・同規模工事の施工実績を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて施工実績調書（様式2）の写しを提出することができる。
- ※3 受注形態の欄について、該当するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記載すること。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

I C T活用工事への取組状況

工事名

[illegible]

- ※1 「過去2年間のICT活用工事への取組状況」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事等とは、「広島市ICT活用工事実施要領」又は他の公共発注機関が策定した要領等に基づき、ICT施工技術を全て又は部分的に活用した工事をいう。
- ※3 ICT施工技術の具体的内容は、3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品などがある。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

(様式一総5)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

登録基幹技能者の現場配置

工事名 _____

登録基幹技能者の種類	登録○○○○基幹技能者
従事する工種	○○工

- ※1 「登録基幹技能者の現場配置」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 「登録基幹技能者の種類」及び「従事する工種」には、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に記載されている登録基幹技能者の種類及び工種を記載すること。「総合評価に関する事項」に、複数の登録基幹技能者の種類及び工種が記載されている場合は、いずれかを選択し、適切に記載すること。
- ※3 「従事する工種」に記載の工種を施工中は、登録基幹技能者を常時配置すること。なお、工事の途中での登録基幹技能者の交代は認める。
- ※4 当該資料に関する確認資料の添付は不要とする。工事完成后、登録基幹技能者を該当工種の施工期間中配置したことが分かる資料を監督員へ提出すること。
- ※5 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※6 登録基幹技能者を現場配置しない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※7 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

(様式一総6)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

同種・同規模工事施工経験調書

工事名

配置予定技術者氏名		
施 工 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	○○市
	従 事 役 職	☐ 主任（監理）技術者 ☐ 現場代理人
	工 期	令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日
	従 事 期 間	令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日
	受 注 形 態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資割合○○％）
工 事 内 容	（例）面積が10,000平方メートル以上の舗装工（アスファルト舗装）の施工を有する工事の場合の記載例 ・ アスファルト舗装工 15,000平方メートル	
添 付 資 料		（例）竣工時CORINSの写し

- ※1 求める施工経験は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する配置予定技術者調書（様式3-1）において、同種・同規模工事の施工経験を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて配置予定技術者調書（様式3-1）の写しを提出することができる。
- ※3 複数の配置予定技術者で申請している場合には、全ての配置予定技術者の同種・同規模施工経験調書（様式一総7）を別々に作成すること。
- ※4 従事役職の欄について、該当するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。
- ※5 受注形態の欄について、該当するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記入すること。
- ※6 施工経験がない場合は、本様式の提出を要しない。

(様式－総 7)

令和 年 月 日

障害者雇用状況調書

(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外的事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合用)

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

令和 年 月 1 日現在

区 分		合 計	事 業 所 別 の 内 訳				
① 事業所の名称							
常用雇用労働者数	② 常用雇用労働者の総数 (短時間労働者を除く)						
	③ 短時間労働者の数						
	④ 常用雇用労働者の数 (②+③×0.5)						
	⑤ 除外率(%)		10%	%	%	%	%
	⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(④－(④×⑤[端数切捨て]))						
常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者数	⑦ 重度身体障害者の数 (短時間労働者を除く)						
	⑧ ⑦以外の身体障害者の数 (短時間労働者を除く)						
	⑨ 重度身体障害者である短時間労働者の数						
	⑩ ⑨以外の身体障害者である短時間労働者の数						
	⑪ 身体障害者の数 (⑦×2+⑧+⑨+⑩×0.5)						
	⑫ 重度知的障害者の数 (短時間労働者を除く)						
	⑬ ⑫以外の知的障害者の数 (短時間労働者を除く)						
	⑭ 重度知的障害者である短時間労働者の数						
	⑮ ⑭以外の知的障害者である短時間労働者の数						
	⑯ 知的障害者の数 (⑫×2+⑬+⑭+⑮×0.5)						
	⑰ 精神障害者の数(短時間労働者を除く)						
	⑱ 精神障害者である短時間労働者の数						
	⑲ 精神障害者の数 (⑰+⑱)						
⑲ 雇用障害者数 計 (⑪+⑯+⑲)							
⑳ 障害者雇用率(⑲÷⑥×100) [小数第3位四捨五入]		%					

- ※1 ⑥欄には④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数)を④欄の数から控除した数を記載すること。
- ※2 ⑤欄には事業の種類に係る除外率を記載すること(建設業は1.0%)。
- ※3 常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用されるものをいい、経営者は含まない。
- ※4 短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、1年以上継続して雇用されるものをいう。
- ※5 雇用障害者の、障害者手帳等の写し(障害の有無を確認するため)及び常用雇用していることが確認できる書類の写しを添付すること。
- ※6 事業所全てを書ききれない場合は別葉とすること。
- ※7 障害者を常用雇用していない場合は、本様式の提出を要しない。

(様式一総8)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

建設キャリアアップシステムの活用状況

工事名 _____

建設キャリアアップシステムの活用状況	次にチェックすること 本工事において、 ☐ 建設キャリアアップシステムを活用する。
--------------------	---

- ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場において現場登録を行い、現場事務所等へカードリーダーなどを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することという。
- ※2 本工事で建設キャリアアップシステムを活用する場合のみ、事業者登録があることの証明書類とあわせて、本様式を提出すること。なお、加点評価された場合は、工事完成後、当該工事において建設キャリアアップシステムを活用したことが分かる資料（(1)現場・事業者・技能者（1名以上）の登録及び就業履歴の蓄積（1回以上）が確認できる資料（就業履歴一覧表の写し等）、(2)カードリーダーの現場事務所等への設置状況写真）を監督員へ提出すること。
- ※3 事業者登録のみの場合（本工事で建設キャリアアップシステムを活用しない場合）は、本様式の提出を要しない。
- ※4 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。ただし、事業者登録があることの証明書類は、すべての構成員が提出すること。
- ※5 本評価項目の「事業者登録があり、本工事で建設キャリアアップシステムを活用する」において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

(様式一総 9)

令和 年 月 日

所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

広島製産品使用予定調書

工事名 _____

対象資材①	該当資材① (a)	・(a)の合計額 (見積り額計) 【A】 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
	[]・	・(a)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【B】 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
	[]・	・使用割合 【B】 / 【A】 =〇. 〇〇〇 (小数第 4 位四捨五入) [〇〇・〇 %]
	[]・	
	[]・	
	[]・	
	[]・	
対象資材②	該当資材② (b)	・(b)の合計額 (見積り額計) 【C】 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
	[]・	・(b)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【D】 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
	[]・	・使用割合 【D】 / 【C】 =〇. 〇〇〇 (小数第 4 位四捨五入) [〇〇・〇 %]
	[]・	
	[]・	
	[]・	
	[]・	

- ※ 1 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入する資材名は、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」に記載されている該当資材をそのまま記入すること。
- ※ 2 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入した資材のうち、広島製産品を使用予定の資材については、資材名左の「[]」に〇を記入すること。
- ※ 3 【A】、【B】、【C】、【D】の金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。
- ※ 4 【B】及び【D】に記入する金額は、上記の「[]」欄に〇を記入した資材の合計額とする。
- ※ 5 対象資材①及び対象資材②の分類及び、該当する資材については、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」及び入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」の 2 提出書類等についてを必ず参照のこと。
- ※ 6 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※ 7 広島製産品の使用予定がない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※ 8 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を 8 点減点する。

(様式—総10)

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

清掃活動実績調書

活動実績	1	2
事業名		
主催者名 (実施団体名)		
活動場所		
活動時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)
活動概要	道路・公園・河川 その他 () 参加人数 事業所としての参加者数 約 人	道路・公園・河川 その他 () 参加人数 事業所としての参加者数 約 人
添付資料	次のいずれかの資料を必ず添付すること (ただし、活動証明者の記載又は証明印があるものに限る。) ☐ 感謝状(写し) ☐ お礼状(写し) ☐ 清掃活動参加確認書(参考様式—総11) ☐ その他の書類	次のいずれかの資料を必ず添付すること (ただし、活動証明者の記載又は証明印があるものに限る。) ☐ 感謝状(写し) ☐ お礼状(写し) ☐ 清掃活動参加確認書(参考様式—総11) ☐ その他の書類

- ※1 「事業名」の欄で決まった名称がない場合は、「事業名」の欄の記入は不要です。
- ※2 主催者名(実施団体名)は、公共的団体であること。
 「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものを言い、法人格を持つかどうかは問わない。
- ※3 元号は、適宜修正して記載すること。
- ※4 清掃活動の実績がない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※5 清掃活動は、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」、「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」に該当しない活動に限る。

(参考様式一総11)

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇



清掃活動参加確認書

貴社は、(〇〇〇〇 (団体名)) で実施した清掃活動に参加されました。

事業名	
主催者名	
参加時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)
参加場所	
参加内容	次のいずれかにチェックすること ☐ 歩道 ☐ 公園 ☐ 河川 ☐ その他 () 事業所としての参加者数 約 人

※ 元号は、適宜修正して記載すること。

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

広島市内企業の活用状況

工事名 _____

広島市内企業の活用状況	次のいずれかにチェックすること 本工事において、 ☐ 予定している下請企業（一次下請）がすべて市内企業である。 ☐ 下請をせず直営施工する。
-------------	--

- ※1 市内企業とは、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業をいう。
- ※2 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※3 下請企業（一次下請）に市内企業を活用せず、直営施工もしない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※4 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

入札後資格確認型一般競争入札においては、次のものを入札書受付期間内に送付しなければなりません。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 技術資料（簡易型に限る。）

【電子入札システムを利用して入札に参加する場合】

(1) (2) (3) とも、電子入札システムを利用して、入札書受付期間内に送付すること。

(※(1)は、電子入札システムによる入札書であり、紙様式の入札書を添付送付するものではない。)

ただし、(2)の工事費内訳書と(3)の技術資料を合わせて3MBを超える場合は、(2)の工事費内訳書と(3)の技術資料を併せて入札書受付期間内に持参すること。この場合でも、入札書は電子入札システムを利用して送付すること。

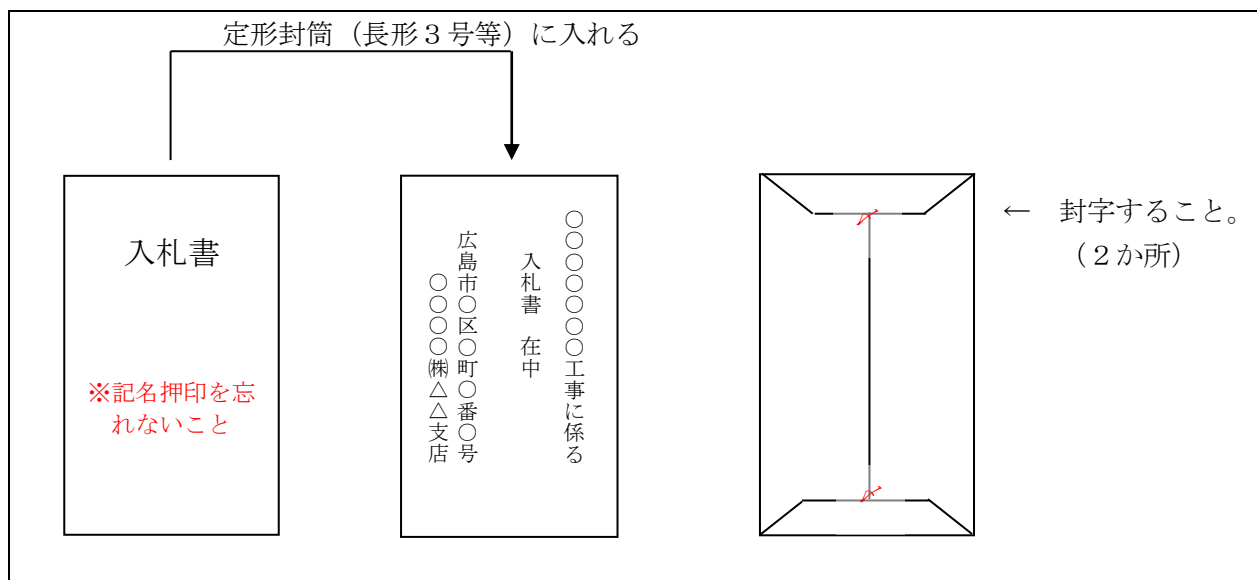
なお、(2)の工事費内訳書と(3)の技術資料を合わせて3MBを超える場合は、工事費内訳書及び技術資料を持参により提出する旨を記載した文書(マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール)で作成したもの)を添付して入札書を送付すること(何か添付しないと入札書は送付できません。)

定形封筒に入れ「㇏」などで封字した(1)(2)(3)を一緒に封筒に入れ、「㇏」などで封字したものを入札書受付期間内に契約担当課へ持参すること。

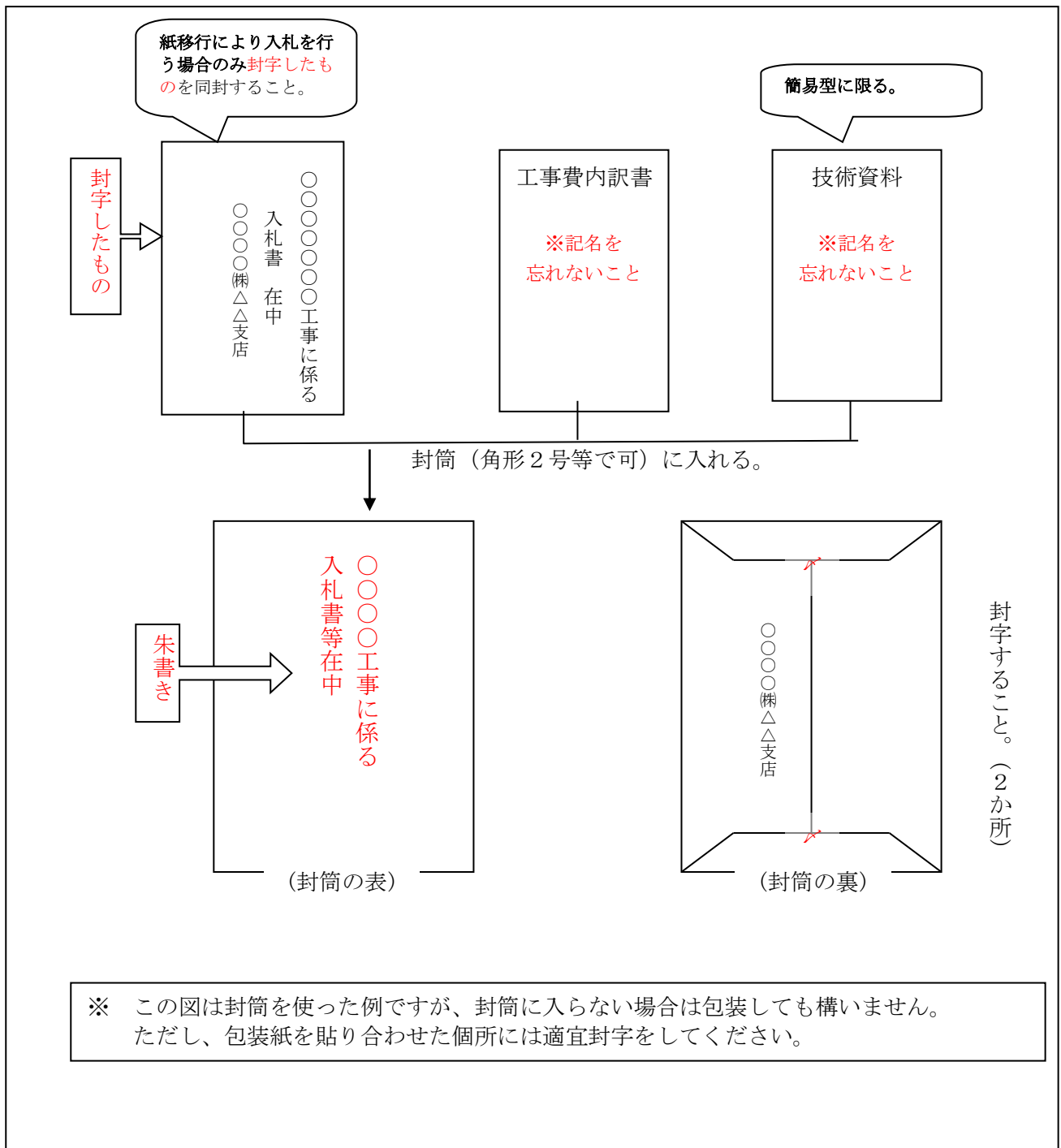
※ その他、詳細については入札説明書を参照のこと。

持参にあたっての具体的な方法は以下の図を参照してください。

1 入札書の封字（紙移行により入札に参加する場合のみ）



2 入札書（封字済）・工事費内訳書・技術資料（簡易型に限る。）の封入



【留意事項】

共同企業体による入札の場合、入札書・工事費内訳書・技術資料（簡易型に限る。）・封筒には、共同企業体の名称及び代表構成員の会社名を記載してください。

入札後資格確認型一般競争入札チェックシート 総合評価（単体用）

入札後資格確認型一般競争入札(総合評価)にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。入札に参加される方は、このチェックシートを使用して以下のチェックポイントを確認してください。

1 入札参加する場合の確認事項

項 目	主なチェックポイント
設計金額が1億円以上6億円未満の工事(建築一式工事を除く。)に入札参加する場合に留意すること。	□ 設計金額が1億円以上6億円未満の工事については、下請発注(2次以降の下請発注を含む。以下同じ。)する場合には、原則として広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者(建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。)への発注を義務付けます。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除きます。 さらに、建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、設計金額1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除します。 下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定がある者は、記名の上「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書(様式7)」を提出してください(警備業、測量業、運送業等は対象外とします。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はありません。)。

2 入札関係書類（入札書提出時までの確認事項）

(1) 工事費内訳書

項 目	主なチェックポイント
工事費内訳書（表紙）	□ 工事名及び入札者の商号又は名称等を記載していますか（紙移行により入札を行う場合及び電子入札で3MBを超える場合は持参が必要です。）。
工事費	□ 見積もった工事費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、入札書に記載した入札金額と同額となっていますか。 □ 工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」別記の無効事由に該当していませんか。（会社名、工事名、金額、記載すべきレベルなどを確認してください。）
ファイル名	□ ファイル名は、「〇〇会社 〇〇工事 工事費内訳書」としましたか（電子入札の場合のみ）。

(2) 低入札価格調査報告書 ※調査基準価格を下回る入札を行う場合に必要です。（入札時には提出不要です。評価値が最も高い者となった場合に提出を求めます。）

項 目	主なチェックポイント
低入札価格調査報告書（表紙）（別紙4）	□ 工事名及び入札者の商号又は名称等を記載していますか。
工事費内訳明細書	□ (1)の工事費内訳書をより詳細にした内容のものですが、必ず低入札価格調査報告書に添付してください。作成方法は「工事費内訳書作成要領」によること。
様式0～11	□ 全ての様式を作成していますか。該当がない場合も様式に「該当なし」と記載して作成してください。

(3) 技術資料（簡易型、簡易・チャレンジ型（試行）に限る。）

項 目	主なチェックポイント
技術資料(様式一総1)	□ 工事名及び入札者の商号又は名称等を記載していますか（紙移行により入札

	を行う場合及び電子入札で3MBを超える場合は、持参が必要です。) ☐ 技術資料の記載内容が無効事由に該当していませんか。
ファイル名	☐ ファイル名は、「〇〇会社 〇〇工事 技術資料」としましたか（電子入札の場合のみ）。

(4) 入札書等の提出 ※別図1「入札書等の送付方法(総合評価)」を参照してください。

項 目	主なチェックポイント
電子入札システムによる提出 (工事費内訳書が3MBを超える場合の提出方法等も記載しています。)	☐ (1)の工事費内訳書と(3)の技術資料を合わせて電子ファイルの容量は、3MB以下ですか。 ☐ 入札書の提出(送信)の際、(1)の工事費内訳書と(3)の技術資料を添付しましたか。 ☐ (1)の工事費内訳書と(3)の技術資料を合わせて3MBを超える場合は、工事費内訳書と技術資料を持参により提出する旨を記載した文書(マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアcroバット(PDF作成ツール)で作成したもの)を添付して入札書を送付すること。(何か添付しないと入札書は送付できません。) ☐ 入札書を提出(送信)した後、入札書受付票を確認しましたか。 ☐ (1)の工事費内訳書と(3)の技術資料で3MBを超える場合は、工事費内訳書及び技術資料の両方を入札書送付期間中に持参すること。 封筒又は包装の表に「〇〇〇工事に係る工事費内訳書等在中」と朱書きしていますか。
紙移行による入札 ※電子入札限定の案件の場合、やむを得ないと認められる場合以外は、紙入札を認めていないので注意すること。	☐ 事前に電子入札による参加ができなくなった理由を記載した「電子入札から紙入札への変更届」を提出し、紙入札への変更が認められていますか。 ☐ 入札書に記名押印していますか。 ☐ 入札書、工事費内訳書及び技術資料を封筒に入れたうえで「㍻」などで封字(2か所)していますか。 ☐ 封筒又は包装の表に「〇〇〇工事に係る入札書等在中」と朱書きしていますか。

(5) 労務費ダンピング調査に係る「理由書」

項 目	主なチェックポイント
理由書	☐ 記名(所在地・商号又は名称・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 工事名を入札公告の工事名のとおり記入していますか。 ☐ 該当するものに「○」又はその他に内容を記入していますか。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等(作成に係る確認事項)

項 目	主なチェックポイント
1 申請書(様式1)	☐ 記名(所在地・商号又は名称・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 業者コード、入札公告に記載した工種に係る等級(等級を設定していない工種を除く。)及び本店所在地を記入していますか。 ☐ 工事名を入札公告の工事名のとおり記入していますか。 ☐ 提出する調書等の□に「レ」印又は「■」(塗潰し)を記入していますか。また、必要な調書等は全て添付されていますか。提出を要しない調書等を添付していませんか。 ☐ 申請書の内容に回答できる者の氏名、部署、電話番号を記入していますか。
2 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	☐ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入状況を確認するために、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを必ず添付することとしています。審査基準日が申請書を提出する日前1年7か月以内の日となっているものを添付していますか。(その他、入札参加条件の中で

	通知書により確認する項目もありますので必ず添付してください。)
3 施工実績調書 (様式2)	☐ 記名(所在地・商号又は名称・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 「工事名称等」欄に漏れなく記入していますか。 ☐ 「工事内容」欄には、入札公告の会社の施工実績に掲げる条件を満たしていることが確認できるように記載していますか。 ☐ 「工事内容」に記入した工法、規模等は、添付した資料(CORINS、契約書、実績証明書等)の記載内容でもれなく確認できますか。工事内容を確認できない部分は、図面や仕様書等も添付していますか。
4 配置予定技術者調書 (様式3-1)	☐ 記名(所在地・商号又は名称・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 技術者氏名及び法令による資格・免許の名称を記入していますか(経験による技術者の場合、「法令による資格・免許」欄には「実務経験〇年以上」と記入してください)。 ☐ 技術者の資格・免許を確認できる技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証等の写し(実務経験による技術者にあつては実務経歴書(様式3-2))を添付していますか。 ☐ 監理技術者資格者証の写しを添付する場合、その所属会社名が自社名となっていますか。また、有効期限が切れていませんか(有効期限が残り少ない場合は更新手続を忘れずに行ってください)。 ☐ 監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者の場合は、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付していますか。 ☐ 技術者の雇用関係を確認する書類として、「現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について(配布用)」の「2 雇用関係の確認方法」に記載しているいずれかの書類を添付していますか。 ☐ 営業所技術者等を本工事の主任(監理)技術者として配置する場合、「営業所技術者等」欄の氏名右側の□に「レ」印又は「■」(塗潰し)を記入していますか。また、この場合、別添「主任技術者等の兼務の条件について」の4(1)に示す要件を満たしていますか。 ☐ 技術者の手持ち工事の有無は、どちらかに「○」を記入していますか。また、技術者の重複申請の有無は、どちらかに「○」を記入していますか。 ☐ 他の工事を兼務する場合、別添「主任技術者等の兼務の条件について」の1(1)、2(1)、3(1)の兼務できる場合の条件を満たしていますか。 ☐ 専任特例2号により兼務する監理技術者を配置する場合、監理技術者補佐についての配置予定技術者調書(様式3-1)を作成し、資格や雇用関係の確認書類を添付していますか。また、監理技術者が既に配置されている工事のCORINS、契約書の写し等を添付していますか。 ☐ 専任特例2号により兼務する監理技術者を配置する場合であつて、既に配置されている工事が広島市発注工事の場合は、既に配置されている工事の工事担当課へ監理技術者補佐設置届を開札日の翌々日(広島市の休日を除く。)までに提出できますか。 ☐ 下水道管更生工事で、下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)又は下水道管きょ更生施工管理技士の資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置することを求めている場合は、添付書類を添付していますか。 ☐ 請負金額が2,000万円以上の舗装工事で、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者としての資格を有する者を専任で配置することを求めている場合は、この配置予定技術者調書(様式3-1)の右上に『舗装』と朱書して、添付書類を添付していますか。
5 資本的関係・人的関	☐ 資本を出資している、または出資されている、あるいは親会社等が同一の自

係調書（様式４）	社を除く子会社等がある場合などは、その会社名を記載していますか。 ☐ 役員等が、他の本市の有資格者の役員等を兼ねている場合などは、役職、氏名、会社名を記載していますか。 ☐ 上記２項目の複合的関係にある場合に会社名、所在地、関係等を記載していますか。 ☐ その他の関係で該当する場合に会社名、所在地、関係等を記載していますか。
６ 広島市税の納税証明書の写し	☐ 証明年月日が申請書提出日から３か月前の日以降の「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付していますか。
７ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し	☐ 証明年月日が申請書提出日から３か月前の日以降の「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか）の写しを添付していますか。（電子納税証明書（XML 形式）は不可です。e-Tax を利用して電子納税証明書（PDF 形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をＡ４サイズに印刷して提出してください。）
８ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等	☐ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを必ず添付することとしています。審査基準日が申請書を提出する日前１年７か月以内の日となっているものを添付していますか。 ☐ 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（原本）の提出を求めています。添付していますか。 ☐ 未納がないことの証明書（写し）について、過去２年間の保険料を対象（加入期間が２年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことを確認します。証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものを添付していますか。 なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、広島労働局の発行する有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とします。 ☐ 各保険の加入義務の有無に対する確認方法や証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」において確認を求めています。御覧になりましたか。
９ ダウンロード確認票	☐ 設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムから発行されるダウンロード確認票を添付していますか。 ☐ （入札公告に再公告の案件である旨の記載がある場合） 案件番号や開札日時等が変更されています。再公告に係るダウンロード確認票を出力し添付していますか。 ☐ （一旦停止した案件について） 案件番号や開札日時等が変更されています。入札手続再開後のダウンロード確認票を出力し添付していますか。
１０ 総合評価に関する調書（様式－総２）及び自己採点表（様式－総採１）	☐ 次の４の総合評価に関する調書及び自己採点表の作成から提出までの確認事項のとおり作成し添付していますか。
１１ 完成工事平均成績の開示の写し	☐ 入札公告において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市（都市整備局技術管理課（本庁舎６階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付していますか。
１２ 設計・製作体制調書（様式５）又は製作体制調書（様式５－１）	☐ 入札公告において、本工事における当該設備の設計及び工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合、（様式５）及び証明する資料を添付していますか。 ☐ 入札公告において、本工事における当該構造物の工程管理、検査・試験を自

	らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合、(様式5-1)及び証明する資料を添付していますか。
13 技術的支援体制調書(様式6)	☐ 入札公告において、本工事における当該設備引渡し後の障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していることを入札参加条件としている場合、(様式6)及び証明する資料を添付していますか。
14 市内本店業者を下請業者とすることができない理由書(様式7)	☐ 下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、申請時に市内本店業者を下請業者とすることができない理由書(様式7)を添付していますか。 ☐ 様式7の(注)に記載された必要書類を添付していますか。
15 その他の書類	☐ 入札公告等において、必要とされている書類を添付していますか。 ()内に書類の名称を記載していますか。

4 総合評価に関する調書及び自己採点表(作成から提出時までの確認事項)

項 目	主なチェックポイント
1 総合評価に関する調書(様式-総2)	☐ 記名(住所・会社名・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 工事名を入札公告の工事名のとおりに記入していますか。 ☐ 評価項目ごとに必要な資料を添付していますか。書類提出する調書等の□に「レ」印又は「■」(塗潰し)を記入していますか。また、必要な資料は全て添付されていますか。提出を要しない資料を添付していませんか。
2 主任(監理)技術者の資格 ※評価項目として設定している場合	☐ 入札公告の別紙「総合評価に関する事項」において指定した資格を所持していることが確認できる資格者証等の写しを添付していますか。
3 障害者雇用状況調書(様式-総7)	☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者が障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合に添付していますか。 ☐ 記名(住所・会社名・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 開札日の直近の1日現在で作成していますか。 ☐ 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳の写しを添付していますか。また、常用雇用していることが確認できる書類を添付していますか。
4 清掃活動実績調書(様式-総10)	☐ 記名(住所・会社名・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 公告日前1年以内に、広島市内の公共の場所(道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等)で国、公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加したことが客観的に証明できる資料を添付していますか。 ※ 客観的に証明できる資料とは、次のいずれかの資料(活動証明者の記載又は証明印等があるもの)をいいます。 ・感謝状の写し ・お礼状の写し ・清掃活動参加確認書(参考様式-総11) ・その他
5 清掃活動参加確認書(参考様式-総11)	☐ 証明者の記名押印等(所在地、団体名、代表者、代表者印等)がされていますか。 ☐ 清掃活動実績調書(様式-総10)に添付していますか。 なお、感謝状の写し、お礼状の写し、その他の書類を添付する場合は添付不要です。
6 自己採点表(様式-総採1)	☐ 記名(住所・会社名・代表者職氏名(代表取締役・支店長等))していますか。 ☐ 自己採点表内のすべての着色部分について、該当する評価点を選択又は数値を入力していますか。

	☐ 自己採点表の記載内容が無効事由に該当していませんか。
7 提出期限	☐ 電子入札システムにより通知された「保留通知書」を確認し、 <u>3の一般競争入札参加資格確認申請書等に添付して所定の期限までに工事担当課へ持参しましたか。</u>

以上のチェックポイントを満たさない入札は無効となることがあります。